

高知県 学校防災マニュアル 作成の手引き

震災編



ゆうどうくん



たいさくくん

トラフ博士

ヘルパちゃん



つなみまん

じしんまん

平成26年3月改訂
高知県教育委員会

高知県防災キャラクター

©やなせたかし

はじめに

高知県教育委員会では、南海地震に備えて、地震発生時の被害を最小限にとどめ、児童生徒等の安全を確保するために教職員が果たすべき役割等、各学校等において迅速かつ適切な対応ができるよう、整えておくべき体制等の検討に資するため、平成21年3月に「高知県学校防災マニュアル（震災編）」を作成し、このマニュアルに基づき、県内の全ての学校において「学校防災マニュアル」が作成されました。

その後、東日本大震災が発生し、また、平成24年3月31日に内閣府の有識者検討会が公表した南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の新たな想定結果を踏まえ、より一層、各学校の安全対策の強化を図ることとし、学校安全対策チェックリストによる「学校防災マニュアル」や避難場所・避難経路の点検等に取り組んできたところです。

また、学校等における防災教育の質的向上を図るため、教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」を平成25年3月に策定し、また、この安全教育プログラムに基づく防災教育を徹底するための防災教育副読本も平成26年1月に作成しました。

これらの取組を通じて、最大クラスの南海トラフ地震が発生した時に、教職員一人一人が的確に判断し、児童生徒等の命を守るための対応を確実に行えるようにするとともに、各学校の「学校防災マニュアル」をより実行性の高いものとするために、「高知県学校防災マニュアル（震災編）」を改訂し、「学校防災マニュアル作成の手引き」として作成しました。

学校等におきましては、全ての教職員の共通理解のもと、それぞれの実態を踏まえた学校防災マニュアルとなるよう見直しに取り組んでいただくとともに、いざという時に「子どもたちの命を必ず守る」ということを第一のねらいとして、日々の防災教育の充実と防災体制の確立が図られますようお願いいたします。

平成26年3月

高知県教育長 中澤 卓史



目次



I	学校防災マニュアル作成にあたって	1
II	学校防災マニュアル作成上の留意点	2
	(1) 学校の立地条件と想定される災害の把握	2
	(2) 三段階の危機管理	3
III	事前の危機管理（備える）	
1	組織体制と参集	5
	(1) 組織体制	5
	(2) 休日・夜間の震災時における参集体制	6
2	連絡体制	8
3	安全点検	10
	(1) 施設及び設備等の安全点検	10
	(2) 避難経路・避難場所の点検	11
4	避難訓練	11
	(1) 初期対応の訓練（揺れへの対応）	11
	(2) 二次対応（揺れがおさまった後）の訓練	11
5	教職員の研修	12
IV	発生時の危機管理（命を守る）	
1	初期対応について	13
2	二次対応の留意点	14
3	様々な場面に応じた対応	16
	(1) 児童生徒等在校中の対応	18
	(2) 校外での活動時の対応	20
	(3) 児童生徒等が登下校中の対応	21
	(4) 児童生徒等が在宅中（休日・夜間）の対応	22
	(5) スクールバス乗車時の対応	23
	(6) 引き渡しと待機	24
V	特別支援学校における対応	27
VI	事後の危機管理（とりもどす）	
1	児童生徒等の心のケアについて	33
2	避難所運営支援	35
3	学校再開に向けた取組	36
	《資料編》	
	資料1 南海トラフ地震から身を守る	37
	資料2 地震対策チェックリストの例	45
	資料3 通信手段の確保	46
	資料4 気象庁震度階級関連解説表（抄）	47
	資料5 火災発生時の初期対応の留意点	47
	資料6 災害時の応急手当	48
	資料7 ヘルプカードについて	49
	資料8 防災に関連したホームページ一覧表	50
	《参考様式》	51

I 学校防災マニュアル作成にあたって

東日本大震災において、児童生徒等及び教職員の死者・行方不明者は 600 名を超えました。特に、宮城県石巻市立大川小学校の児童 70 名、教職員 10 名の尊い命が失われ、今なお児童 4 名が行方不明となっています。この事故の原因究明と再発防止策について検討を重ねてきた、大川小学校事故検証委員会の「事故検証報告書（平成 26 年 2 月）」の冒頭には次のように記されています。

石巻市立大川小学校は、豊かな自然環境に恵まれ、地域の中心をなす街並みに囲まれた学校だった。保護者からは「子どもたちが喜んで行く学校」「毎日が楽しいと言っている学校」と評価され、また暑い日はスクールバスを待つ子どもたちに近隣の住民から飲み物が差し出されるような、地域の人々に見守られ、地域に密着した学校だったとも聞いた。

その大川小学校が東日本大震災の津波に襲われ、多くの児童・教職員が犠牲になった。我々は、残された家族の「なぜ、大切な家族の命が失われたのか」「最期の様子はどうだったのか」を知りたいという気持ちと、「この事故を決して無駄にしてほしくない」という願いを胸に刻みつつ、事故の検証に当たった。

東日本大震災では、他にも多くの学校が津波に襲われたが、これほどまでに大きな犠牲が生じたのは大川小学校のみである。このため、家族たちは「なぜ、大川小学校だけが？」を知りたいと願っていた。その問いに対して我々が出し得た答えは、次のようなものである。すなわち、この事故の直接的な要因は、避難開始の意思決定が遅く、かつ避難先を河川堤防付近としたことにある。しかしその背後には、次の二つの面で数多くの要因があった。

①学校における防災体制の運営・管理がしっかりとした牽引力をもって進められず、また教職員の知識・経験も十分でないなど、学校現場そのものに関わる要因

②津波ハザードマップの示し方や避難所指定のあり方、災害時の広報・情報伝達体制など、災害対策について広く社会全体として抱える要因

これらの背後要因は、個別には、他の学校現場にも見受けられることであつたり、日本全国に共通する防災上の課題であつたりする。大川小学校の事故はその全てが重なったために起きたのであり、どれか一つでも取り除かれていれば、惨事は防ぐことができた。その意味で、この事故は決して大川小学校のみの特殊なものではなく、このままでは日本国内のどの学校でもまた起こり得る事故である。だからこそ、そこからの教訓を最大限に引き出して今後の防災対策につなげていくことが、失われた命に報いることとなるだろう。

大川小学校の教職員たちは、津波の来襲の中で必死に子どもたちを守ろうとしたはずである。しかし、結果的には子どもたちの命を守ることができなかった。全ての学校現場とその関係者は、この事故の結果責任を自分たちにも生じる可能性のある重い課題と受けとめ、本報告にまとめた事実や背景とそこからの教訓を参考として、事故要因に関する深い洞察と再発防止に率先して取り組まれることを期待する。本検証の結果が、明日からの学校現場の防災・安全につながり、二度とこのような事故を繰り返さない社会となることをもって、亡くなられた方々への供養としたい。

平成 26 年 2 月

大川小学校事故検証委員会

本県においても、こうした教訓に学び、「子どもたちを一人も死なせない」という強い気持ちで事前の対策に取り組んでいかなければならないと考えています。

II 学校防災マニュアル作成上の留意点

学校防災マニュアルは、災害発生時に児童生徒等の命を守るために教職員が行うべき必要な対応等をあらかじめ明確化し、全教職員が共通理解を図るとともに、いざという時に迅速かつ的確に行動できるようにするための行動指針となるものです。

このため、学校所在地の地理的条件や校舎の形状、児童生徒等・家庭の状況等、様々な要素を考慮し、学校独自のマニュアルを作成する必要があります。

また、災害発生時にはマニュアルを取り出して見ることは不可能とされていることから、教職員一人一人がその内容を理解し、いざという時に対応できるようになっていることも大切です。

本手引きでは、地震災害に関して、災害発生時の一連の流れをモデルとして示しています。また、それぞれの項目（段階）について対応すべき内容例をフローチャートで示すとともに、考えるべき留意点や手順について詳しく解説しています。

フローチャート中で示している初期対応の内容は、地震発生と同時に児童生徒等が自ら行う安全確保行動、教職員が行う緊急対応（指示、救助、応急手当等）、その後の二次対応では、地震に関連して起こる災害（津波、火災等）への対応として示しています。

なお、一連の流れはあくまでも一般的に考えられるものであり、学校の立地条件や発生時間帯等によって変わることが考えられます。

(1) 学校の立地条件と想定される災害の把握

学校防災マニュアルの策定にあたっては、まず、学校が立地している自然的環境や想定される災害を把握することが最も重要です。その際、県が公表している南海トラフ巨大地震の想定や、土砂災害危険箇所マップ、各市町村が作成したハザードマップ、地域に残る過去の災害の碑や文献、大学等の専門家の助言等、様々な情報から判断することが大切です。

マニュアルには、「平成24年12月10日公表【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（※）」に基づき、次の内容を明記しましょう。

※高知県危機管理部南海地震対策課（H26.4.1～南海トラフ地震対策課）ホームページ
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/>で確認できます。

【学校の地理的条件等に関する情報】

- ◇標高・海岸からの距離（津波浸水域に入る学校）
- ◇想定された津波の予測（津波浸水域に入る学校）
 - ・最大津波浸水深
 - ・30 cmの津波が到達する時間

【避難等に必要な情報】

- ◇校区のマップ
 - ・避難場所と避難経路を明記
（一次避難場所・二次避難場所等、各避難場所への複数の避難経路）
 - ・災害発生時に危険が予測される箇所

(2) 三段階の危機管理

学校の立地する環境や学校規模、通学する児童生徒等の年齢や通学方法など各学校によって状況は様々です。そのため、各学校では、学校や地域の実情を踏まえた学校防災マニュアルを作成する必要があります。

各学校においては、災害発生時に児童生徒等の命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることが求められます。

学校防災マニュアルは、

1. 安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための**事前の危機管理**
2. 災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための**発生時の危機管理**
3. 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る**事後の危機管理**

の三段階の危機管理に対応して作成する必要があります。この三段階を踏まえて、各学校においては、次のような点に留意して作成することが望まれます。

①事前の危機管理（備える）

地震災害は、いつ発生するか分かりません。事前の危機管理が整っていないと、発生時の危機管理、事後の危機管理に支障をきたすことになります。

地震発生時に「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する行動は、児童生徒等に対しての事前指導が不可欠です。様々な場所や時間帯で発生することを想定し、どのような場所が安全なのかを指導しておく必要があります。

これまでの震災等では、停電、通信網が途絶した状況が長時間続き、児童生徒等の下校方法について保護者と連絡がとれず混乱した学校が多くありました。事前の危機管理として、例えば、災害規模、公共交通機関の状況により、下校方法や学校に待機させる等の対応をあらかじめ決めておくことが、事後の危機管理につながります。

このような点からも事前の危機管理が、発生時・事後の危機管理全てに影響し、マニュアルを作成するうえで最も重要な部分であるといえます。

②発生時の危機管理（命を守る）

地震の揺れは突然やってきます。緊急地震速報によって数秒から数十秒前に報知音が鳴ることもありますが、震源が近い場合、報知音と揺れがほぼ同時であったり、報知音よりも揺れが先に来たりすることもあります。

報知音、あるいは揺れそのものを、児童生徒等の一人一人が察知した段階で、素早く身の安全を確保することが命を守るうえで重要です。

自分の身の回りで落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものはないかを瞬時に判断して、安全な場所に身を寄せることが必要です。

教室内だけでなく、学校のあらゆる場所、登下校中、家庭内等においてもこのような行動をとれるようにするためには、事前の指導や訓練が必要であり、避難訓練等で繰り返して指導することが大切です。

初期対応はもちろん、二次対応についても、緊急を要する場面では、マニュアルを見る余裕がない場合が考えられます。津波や火災などから一刻も早く児童生徒等

を避難させるためには教職員があらかじめ具体的な手順を理解しておかなければなりません。

また、マニュアルを持って避難することが難しい状況も考えられ、その意味では、二次対応のマニュアルについては、対応の優先順位を考え、単純で分かりやすい内容が求められます。児童生徒等の安全確保が確認された後、時間的余裕が生じた段階で次の対応に移ることをイメージして作成することが大切です。

③事後の危機管理（とりもどす）

児童生徒等の在校時に地震災害が発生し、その後下校（帰宅）させる際には、十分な情報（通学路の安全確認・公共交通機関の運行状況等）に基づく判断が求められます。

高等学校、特別支援学校など通学範囲が広い場合には、児童生徒等の居住地の情報収集も必要です。情報通信網や公共交通機関が麻痺し、保護者等が自宅に帰ることが困難な場合には、児童生徒等を学校で待機させるなどの対応も必要になってきます。その際には、事前に保護者とルールを決めておくなどの対応が必要です。

また、学校施設が避難所となる場合は、避難所運営は自主防災組織や市町村の防災担当部局等が対応するものですが、大規模災害時には避難所への到着が遅れることが想定されることから、一定期間、教職員が避難所運営を支援する状況が予想されます。このため、教職員の第一義的役割である「児童生徒等の安全確保」「安否確認」等の業務に支障をきたすことのないよう、あらかじめ、地域住民や自治体等と学校が避難所運営のために支援できる内容について協議しておきましょう。

さらに、勤務時間帯以外の災害発生時の対応については、教職員が参集するまでに時間を要することも考えておかなければなりません。

併せて、学校施設の管理者として、災害発生時に避難者に避難場所を提供するだけでなく、授業再開に向けた施設の修繕等にも順次着手していくための体制についても明記しておきましょう。

Ⅲ 事前の危機管理（備える）

1 組織体制と参集

(1) 組織体制

災害は、いつ発生するか分かりません。災害が発生、または発生するおそれのある時には、迅速かつ適切に組織として対応できる体制を整備しておかなければなりません。そのため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長とするなど、下記の例を参考に学校災害対策本部を設置できるよう、組織体制を明確にしておく必要があります。

◎管理職が不在の時に地震が発生する場合があります。いかなる場合でも対応できるように、指揮命令者を少なくとも5番目まで決めておく

◎組織体制図には、担当者の氏名を記載し、教職員が自分の役割を認識し、訓練を通して動けるようにしておく

指揮命令者となる校長を学校災害対策本部の本部長とし不在の場合も順次決めておく

- (例)
- | | | |
|--------|---|-----------|
| 1 校長 | 〈 | 〉 |
| 2 副校長 | 〈 | 〉 または教頭 〈 |
| 3 事務長 | 〈 | 〉 |
| 4 主幹教諭 | 〈 | 〉 |
| 5 教務主任 | 〈 | 〉 |

〈組織体制〉 (例) 班長…◎ (担当者が不在もしくは負傷等で役割を果たせない場合も考慮しておく)

名称	担当	主な対応
総括本部	本部長 〇〇〇〇校長 副部長 〇〇〇〇教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送等による連絡や指示 ・応急対応の決定（被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定） ・各班との連絡調整 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・教育委員会等の関係機関への連絡
児童生徒等対応班	〇〇〇〇教諭 ◎ 〇〇〇〇教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安全を確保し、児童生徒等への的確な指示（押さない・走らない・しゃべらない・戻らない）等 ・児童生徒等の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 ・二次災害の防止活動
避難誘導班	〇〇〇〇教諭 ◎ 〇〇〇〇教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・分担して各教室に急行し、授業担当教員から児童生徒等及び教職員の被害状況を聞き取り、本部に報告 ・避難経路の安全性を確認、本部に報告後、児童生徒等の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施等 ・分散して各教室、トイレ体育館等の残留児童生徒等を確認
安否確認班	〇〇〇〇教諭 ◎ 〇〇〇〇教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任・副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を学年主任に報告 ・学年主任は負傷者及び行方不明者を本部に報告 ・被害児童生徒等の保護者への連絡
救出班	〇〇〇〇教諭 ◎ 〇〇〇〇教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の状況を確認 ・負傷者を救出 ・行方不明者の捜索 ・校内の警備 等
救護対策班	〇〇〇〇養護教諭 ◎ 〇〇〇〇教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者への応急手当 ・負傷の状況を本部へ連絡 ・医療機関への連絡 等



学校が避難所になることも想定し、開放禁止区域（校長室・職員室・事務室・保健室等の管理運営上必要な場所で、開放しない区域）を決め、教職員で共通理解をしておく必要があります。また、避難所に指定されている学校で、人的に余力があれば、「避難所支援班」も組織体制に加えておきましょう。

(2) 休日・夜間の震災時における参集体制

下記の体制は一つの例です。それぞれの市町村等または学校等の配備基準に従って、参集する教職員の氏名まで記載し、「どのような状況時に、誰が参集するか」教職員一人一人が認識しておくことが重要です。

配備体制	配備基準 (例)	参集体制
第1 配備 警戒体制	津波注意報が発表	津波・浸水が想定される学校等においては、管理職を含め、校長が指定する教職員（1～2名）を配備 〈〇〇 〇〇副校長〉〈〇〇 〇〇教頭〉 ※1
第2 配備 厳重警戒体制 必要に応じ 災害対策本部設置	震度4の地震が県内のどこかで発生	管理職を含め、校長が指定する教職員（3～4名）を配備 〈〇〇 〇〇〉〈〇〇 〇〇〉〈〇〇 〇〇〉 ※1
	津波警報が発表	津波・浸水が想定される学校等においては、管理職を含め、校長が指定する教職員（3～4名）を配備 〈〇〇 〇〇〉〈〇〇 〇〇〉〈〇〇 〇〇〉 ※1
第3 配備 学校等災害対策本部設置	震度5弱の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員（5割以上）を配備 〈〇〇 〇〇〉…参集する職員を列举 ※1
	震度5強の地震が発生	原則として全ての教職員を配備 ※2 *勤務校（先）への参集が不可能な場合は、最寄りの学校等へ
	大津波警報が発表	同上

※1：参集する人の氏名を記入しておく

※2：県立学校は、原則として全員が勤務校へ参集する

市町村立学校は、市町村の参集基準に基づき行動する

【教職員の参集体制検討のポイント】

- 災害発生時に、全員が参集できるとは限りません。自宅から学校までの道路の状況等によって、参集できない場合も想定されます。
- 日頃から、複数の通勤経路を確認しておきましょう。また、交通の遮断等やむを得ず学校への参集ができない場合に参集する場所（最寄りの学校等）を決めておきましょう。
- 年度初めに、全ての教職員の自宅（居住地）から勤務校まで徒歩または自転車で移動する場合の所要時間と、勤務校への参集ができない場合に参集する学校等を一覧化したもの（下記の「教職員の参集体制（様式例）」参照）を作成し、学校防災マニュアルに入れておく等により情報共有しておきましょう。
- 津波により学校が被災する危険性がある地域では、別途参集場所を決めておくことが大切です。
- 教職員の連絡網を整備するだけでなく、災害時に電話等がつかない場合の対応を事前に決めておき、共通認識しておくことも必要です。

【教職員の参集体制（様式例）】

職名	氏名	① 居住地	② 所要時間	③ 学校以外の参集場所
校長	〇〇 〇〇	南国市廿枝	自転車 1時間	高知農業高等学校
教頭	〇〇 〇〇	高知市本町	自転車 3時間	高知北高等学校
事務長	〇〇 〇〇	高知市春野町	自転車 6時間	春野高等学校
教諭	〇〇 〇〇	香美市土佐山田町	自転車 1時間30分	山田高等学校
教諭	〇〇 〇〇	香南市野市町	徒歩 30分	
養護教諭	〇〇 〇〇	安芸市矢ノ丸	自転車 2時間	安芸桜ヶ丘高等学校

①居住地

一人一人の教職員の住所（居住）地を明記する

②所要時間

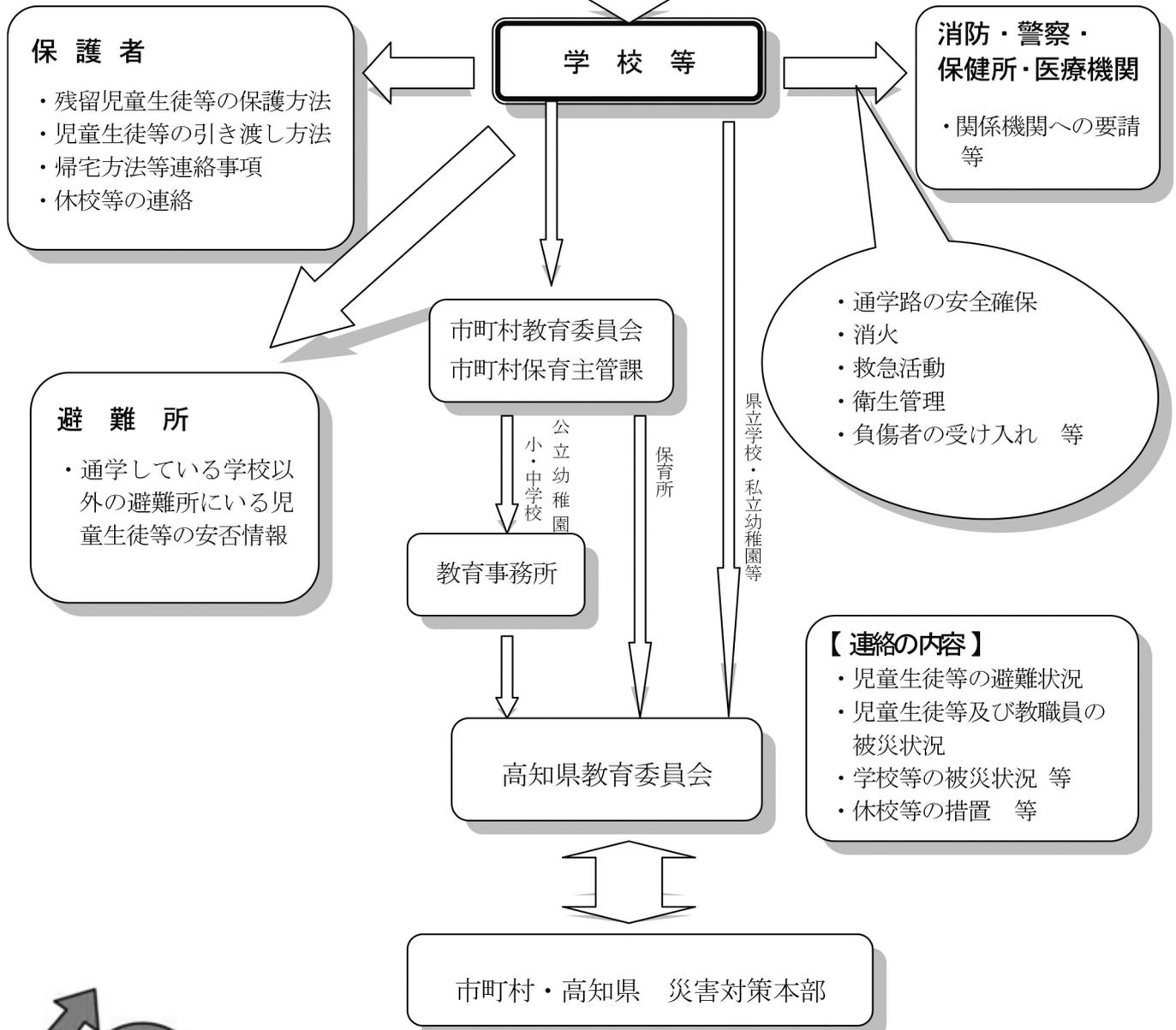
徒歩または自転車を使用した場合の自宅から学校までの所要時間を記入する
（参集訓練を行い、実際に時間を計ってみましょう）

③学校以外の参集場所

災害発生時、道路の寸断や津波の影響等で学校に参集できない場合に参集する最寄りの学校名等を明記しておく（地震発生直後の参集、教職員の安否確認にも有効）

2 連絡体制

緊急地震速報受信 地震発生!



児童生徒等の安否確認・負傷者の有無・施設や設備の被災状況等を把握し、保護者や関係機関に連絡（電話等がつながりにくい状況を想定し、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要があります）

【防災関係機関連絡先一覧】(例)

高知県教育委員会

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
教職員・福利課	088-821-4905	088-821-4725	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
幼保支援課	088-821-4882	088-821-4774	
小中学校課	088-821-4735	088-821-4926	
高等学校課	088-821-4851	088-821-4547	
特別支援教育課	088-821-4741	088-821-4547	
生涯学習課	088-821-4745	088-821-4505	
スポーツ健康教育課	088-821-4751	088-821-4849	
人権教育課	088-821-4765	088-821-4559	
東部教育事務所	0887-34-3591	0887-34-3592	
中部教育事務所	088-893-6166	088-893-6167	
西部教育事務所	0880-35-5981	0880-34-3921	

市町村

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考 (防災無線等)
教育委員会			
総務施設担当課			
学校教育担当課			
保育主管課			
首長部局			
防災担当課			
支 所			
市 民 館			
公 民 館			
保健センター			

関係機関

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考 (防災無線等)
消 防 署			
警 察 署			
保 健 所			
病 院			

*電話がつながりにくい状況を想定し、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要があります

3 安全点検

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第 27 条において、計画的に実施するよう定められています。災害発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに、安全に避難させるためには、校舎内の施設及び設備だけではなく、避難経路や避難場所の点検も必要です。

(1) 施設及び設備等の安全点検

安全点検の対象である学校施設等は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により変化します。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険が見逃される可能性があります。学校保健安全法施行規則では、下表のように定期的、臨時的、日常的に行う安全点検について示されています。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期 1 回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する 施設・設備及び防火、 防災、防犯に関する設 備などについて	毎学期 1 回以上、幼 児、児童、生徒又は学 生が通常使用する施設 及び設備の異常の有無 について系統的に行わ なければならない (規則28条第 1 項)
	毎月 1 回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用 すると思われる校地、 運動場、教室、特別教 室、廊下、昇降口、ベ ランダ、階段、トイ レ、手洗い場、給食 室、屋上など	明確な規定はないが、 各学校の実情に応じ て、上記(規則28条第 1 項)に準じて行われ る例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸 会や文化祭、展覧会な どの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での 火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれの ある犯罪(侵入や放火 など)の発生時 など	必要に応じて点検項目 を設定	必要があるときは、臨 時に、安全点検を行う (規則28条第 2 項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く 活動を行うと思われる 箇所について	設備等について日常的 な点検を行い、環境の 安全の確保を図らなけ ればならない(規則29 条)

【出典：「『生きる力』を育む学校での安全教育」文部科学省】

(2) 避難経路・避難場所の点検

津波被害が想定される学校では、設定している校外への避難経路や避難場所の点検も重要です。土地の造成等による地形の変化や道路工事等での通行障害等、環境の変化に応じて点検を行うことが求められます。また、避難場所の設定にあたっては、教職員だけではなく、防災担当部局や学校防災アドバイザー等の専門家の意見も参考にして決定しましょう。

【点検の観点（例）】

- ・わかりやすい案内板や表示があるか
- ・避難経路に障害物がないか
- ・災害種、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか
- ・児童生徒等の特性や発達段階を踏まえているか
- ・近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか
- ・実際に現場を確認しているか

4 避難訓練

避難訓練は、教職員が児童生徒等の安全確保を適切に行うための事前の備えとして実施するものです。児童生徒等が災害発生時に的確に判断し行動するための実践的な態度や能力を養うことにもつながるため、防災教育の一環としても非常に重要です。そのために、次のような点に留意する必要があります。

(1) 初期対応の訓練（揺れへの対応）

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも「上から物が落ちてこない」「横から物が倒れてこない」「物が移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保することです。教員の指示を待たずに児童生徒等が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練することが大切です。

発達段階に応じ、何が危ないのか具体的な指導を行うためには、教職員自身が落ちてくる物、倒れてくる物、移動してくる物とはどんなものなのか校舎内の非構造部材について把握しておく必要があります。突然の強い揺れでは思うように行動できないことも考えられ、身の回りを見渡して近い場所から危ない物を探す訓練から始めましょう。

また、耐震化が図られている建物では、地震動によって建物が倒壊する危険性は低いことから、慌てて建物の外へ飛び出すような行動はかえって危険です。

緊急地震速報の報知音を利用した訓練でも基本行動は同様です。緊急地震速報は、テレビ、携帯電話、公共施設、公共交通機関などでの導入が進んでおり、児童生徒等が学校管理下外にいる場合でも避難行動に有効であることから、訓練に取り入れることを考えましょう。

(2) 二次対応（揺れがおさまった後）の訓練

各学校で考えられる二次災害について洗い出し、その災害に応じた訓練が必要です。

特に、津波の危険がある地域では、地震動を感知した場合はもとより、地震動を感知しなくても津波が到達することもあり得ることから、校舎の最上階、校外の高台等への避難訓練が必要です。この場合、地震動による避難経路の損壊や道路状況により、あらかじめ定めておいた避難経路が使えなくなる可能性もあり、複数の避難経路を設定しておく必要があります。

地域によっては、地震発生後から津波が到達するまでの時間が短いところもあり、訓練によって避難が完了するまでの時間を測定し、データとすることがとても重要です。また訓練によって明らかになった課題は、改善・改良を図ることにより、より実践的なマニュアルとなります。

さらに、東日本大震災では、貯水池が決壊したり土砂災害が発生した例もあり、津波以外でも学校周辺の立地状況に注意し、二次災害を想定した訓練が必要です。

こうした様々な二次災害に対応するため、時間帯や設定を変更した訓練を年間複数回（3回以上）位置付けて実施しましょう。

【様々な避難訓練】

- ・緊急地震速報に対応する訓練
- ・地震の揺れから身の安全を守る訓練
- ・保護者への引き渡し訓練
- ・津波に対する避難訓練
- ・火災に対する避難訓練 等

【参考：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省】

5 教職員の研修

教職員は、災害から児童生徒等の生命や身体の安全を守るため、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、防災に関する自らの意識や対応能力、防災教育に関する指導力を一層高めることが求められます。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要があります。

教職員の研修と併せ、児童生徒等に対しては地域の実態に応じた指導が必要です。自主防災組織や関係機関・団体等と連携し、地域の歴史や地理、防災対策等についても教材化を図り、地域の実態に即した指導内容を検討しましょう。児童生徒等への指導が、やがては地域全体の防災意識の向上につながり、防災文化が地域に根付いていくことが期待されています。

そのために、まず、平成 25 年 5 月に全教職員に配付した教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」（平成 25 年 3 月策定）に基づき、全教職員が、防災教育で児童生徒等に身に付けさせるべき内容の共通理解を図ること、そのうえで、各学校において防災教育全体計画を作成し、避難訓練と防災学習を効果的に組み合わせた指導を行うことが大切です。

また、児童生徒等用の防災学習教材として、平成 25 年度に小学生及び中学生に配付した防災教育副読本「命を守る防災BOOK」（平成 26 年 1 月作成）や高校生に配付した県民用啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」（平成 25 年 12 月作成）をはじめとして、教材「防災学習 南海地震に備えちょき」（平成 24 年 3 月作成）のほか、文部科学省等が作成している防災教育教材等、多くの資料があります。こうした教材を有効に活用するとともに、地域の情報を取り入れた防災教育を実施できるよう、全教職員が共通理解を図りながら取り組んでいきましょう。



命を守る防災 BOOK（小学生用）



命を守る防災 BOOK（中学生用）

IV 発生時の危機管理（命を守る）

1 初期対応について

◇「揺れ」から身を守るキーワード

「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて
身を寄せる

地震を感知（実際に揺れを感じた場合や緊急地震速報受信時）したと同時に安全確保のための初期対応を図ることが必要です。

地震発生時には児童生徒等が恐怖を感じて動けなくなったり、パニック状態になったりすることも考えられます。教職員は落ち着いて「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、的確に指示することが求められます。日常から安全点検等を通して非構造部材等の危険についても理解しておくことが大切です。

また、教職員の指示を待つだけではなく、児童生徒等が自ら判断し安全を確保することも重要です。そのためには、児童生徒等が地震について正しく理解し、防災学習や避難訓練等によって児童生徒等自身の判断力・行動力を養っておくことが、安全確保のためには非常に重要です。

非構造部材等の危険はどこにあるのか、その危険を回避するためにどのような行動をとらなければならないのか、事前の防災学習の中で児童生徒等の発達段階に応じて考えさせることが必要です。

◇緊急地震速報について

地震発生時に自分の身を守るためには、まず地震の揺れでケガをしたり動けなくなったりしないようにすることが大切です。緊急地震速報は、地震による強い揺れを事前（揺れる前）に知らせしてくれる情報です。この情報を活用し、「揺れに備えた行動を行うこと」を定着させることによって、教職員や児童生徒等の迅速で的確な対応の可能性が高まります。

日頃から、緊急地震速報の報知音（以下「報知音」という）を使って、音が流れたら揺れに備えた行動をとる訓練を繰り返し行い、いざという時に体が動くようにしておくことが重要です。

緊急地震速報システムが導入されている学校はもちろん、装置が無くても、例えば、報知音を録音して校内放送システムで流すなどして、訓練を行うことが可能です。

こうした訓練は短時間で実施することが可能なことから、授業中だけではなく、休み時間や昼休みなど、いろいろな時間に報知音を鳴らして訓練すること、また児童生徒等に予告なしで実施するなどして、避難の様子の観察や児童生徒等自らが振り返ることなどを通して、いざという時の行動化につながるような防災教育を行うことが非常に重要です。

【緊急地震速報の仕組み】



「ぼくたちの 命をまもる おしらせだ」（高知県 北岡七海さんの作品）

気象庁リーフレット「緊急地震速報」より

安全確保

緊急地震速報を聞いたとき、または地震の揺れを感じた時、教職員は直ちに児童生徒等の安全確保につとめなければなりません。

- 大きな声での的確な指示をする
 - ・「頭部の保護」「机の下へもぐる」「机の脚をつかむ（動かないように）」「その場を動かない」等
 - ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる
 - ・壁や窓から離れ、壁・窓に背を向けないようにさせる
 - *強い揺れの場合、机と一緒に動くことが予想されます。頭部の保護のため、しっかり机を押さえさせることが大切です。
 - *何も体を守る物がない場所では、姿勢を低くして頭部を保護する体勢をとります。「なぜそうする必要があるか」の意味理解とともに行動化できるよう事前に指導しておくことが大切です。（例えば、「防災ダック」などのゲームや、「ダンゴムシのポーズ」というキーワードを使う等）
 - ・安心させるような声をかけ続ける
- 休み時間等、児童生徒等と離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童生徒等がいる場所に移動し、指導する
- 次の対応を行う（担当する職員をあらかじめ決めておく）
 - ☆揺れがおさまる次第、次のことを行う
 - ・入り口の開放
 - ・ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする、火災が発生した場合は初期消火を行う
 - ・負傷者の確認、手当の必要な負傷者に応急手当を行う

2 二次対応の留意点

情報収集と避難の指示

揺れがおさまったら、津波や土砂災害、火災などの二次災害への対応が必要です。地域に想定される二次災害について、避難の判断材料となる情報と避難場所等を全教職員が理解しておくことが非常に重要です。

- 迅速な情報収集と判断を行う。
 - ・避難経路が通行可能か確認し、安全な場所に避難の指示をする
 - ・できる限り迅速にあらかじめ決めていた避難場所に全校避難する
 - ・津波浸水予測時間が早い地域では、揺れがおさまったら避難を開始する
 - ・悪天候や土砂崩れ等で避難場所や避難経路が危険な場合は最も安全な場所を決定する
 - *複数の避難経路、避難場所をあらかじめ設定しておくことが重要です
- ラジオ、携帯テレビ（ワンセグ）、インターネット、防災無線等により、震源、震度、津波等に関する情報を収集する。
 - ***停電時でも情報を収集できる機器を複数準備**し、地震発生直後にすぐ使えるようにしておく

避難誘導

実際の避難行動では、混乱が予想され、パニックや移動中の事故を防ぐためにも的確な指示が要求されます。避難経路の状況が刻々と変わることにも留意が必要です。余震による道路の破損、液状化によるマンホールの隆起、火災の煙の向き等、避難の途中でも的確な判断が求められます。

- 決定した避難場所に、児童生徒等を速やかに誘導・避難させる
 - 「〇〇〇へ逃げろ！」
 - ・落下物に注意し、ヘルメット、防災ずきん、座布団等で頭部を保護するよう指示する
 - ・足下に注意し、上履きのまま行動する
 - *避難経路は平時とは異なる状況になることが予想されるため、スリッパでは迅速な避難は困難です。破損したガラス等で足を怪我することも考えられます。迅速に避難誘導するためには、児童生徒等だけではなく教職員も「上履き」を見直しておくことが大切です。
- 自力で避難できない児童生徒等は、教職員が介助して避難させる
 - *あらかじめ、個々の児童生徒等に対応する職員を指定しておく
- 避難中の安全確保のためにバランスよく教職員を配置する
 - ・避難（移動）時には、移動中の事故を防ぐために、また児童生徒等を見失わないよう教職員を配置する
 - ・遅れた児童生徒等への対応も考慮する
 - *避難訓練の時に、避難経路に実際に教職員を配置し、確認しておく
- 避難中の情報収集と非常持ち出し袋の搬出（あらかじめ担当者を決めておく）
 - ・ラジオ、防災無線等により最新の情報収集に努める
 - ・引き渡し等、避難後の活動に必要な最低限の物品をあらかじめ非常持ち出し袋に入れておき、搬出する
- 保護者や地域住民が避難してきた場合は一緒に避難する
- 一次避難場所が危険と判断した場合は、あらかじめ定めた、より安全な場所に誘導する

安否確認・待機

- 安全な場所に避難完了後、安否確認を行う
 - ・あらかじめ決めておいた隊形に整列させる
 - ・名簿等によりクラス毎の人数と負傷者の人数を確認し、報告する
(例) 担任→学年主任→教頭(副校長)→校長
- 負傷者の応急手当を行う
 - ・必要に応じて医療機関との連携を図る
- 安否確認できない児童生徒等の捜索を行う
 - *応急手当や捜索を行う担当者をあらかじめ決めておく
- 避難指示等の解除、津波警報等が解除されるまで避難場所で待機させる
 - ・避難場所での待機が長時間になることを意識させ、児童生徒等の体調管理、心理面のサポートにあたる
 - ・避難場所が屋内の場合と屋外の場合を想定しておく
 - *児童生徒等が互いに励まし、助け合えるよう平常時から関係づくりを行っておく
- 必要に応じて避難住民の対応にあたる

保護者への引き渡し

- 保護者への引き渡しは、津波警報等が解除されるなど、**安全が確認されてから**行う。
 - ・津波警報等が解除されるまでは、引き取りに来た保護者も一緒に待機する
 - *災害発生後は、通信手段が使用できなくなるため、保護者と事前にルールを決めておく
(引き渡しについての詳細は P. 24 参照)

3 様々な場面に応じた対応

【校外活動時の留意点】

校外学習等、学校以外の場所に出かけている時に地震が発生するかもしれません。いつ、どんな時でも児童生徒等の安全確保を最優先とすることが大切です。

◇校外での活動時の対応

- ・揺れへの対応として、落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るように指示する
- ・児童生徒等の行動の基本は変わらず「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に避難する
- ・津波被害が心配される場所では、ラジオや防災無線などで情報を常に収集し、避難、待機等を判断する
- ・「強い揺れ」や「弱くても長い揺れ」を感じた時は津波警報などの発表を待たずに避難する
- ・避難したら、警報等が解除されるなど、安全が確認されるまで待機する
- ・学校との連絡手段を複数準備しておく
- ・安全が確認された後、学校に帰る、あるいは保護者への引き渡しについて、事前に決めておいた方法で行う

◇校外活動に際してあらかじめ考慮しておく内容

- ・沿岸部に行くときは、事前に必ず避難できる高台を確認しておく
- ・学校等との連絡のための手段をできる限り事前に確保しておく
- ・遠足や修学旅行などの校外学習では、見学施設・宿泊施設等における災害発生時の危険（想定される災害）、避難場所・避難経路を十分確認し、事前指導を行う
特に津波が想定される地域では、津波に対する避難場所を必ず確認しておく
- ・学校施設以外で部活動等を行う場合は、その施設等での災害発生時の避難場所・避難経路等を施設管理者に確認し、児童生徒等に事前に指導しておく

【登下校時の留意点】

登下校の時間帯に地震が発生した場合は、すでに登校している、あるいはこれから下校するために校内にいる児童生徒等と、登下校中で地域の中にいる児童生徒等、自宅にいる児童生徒等が考えられます。

○校内にいる児童生徒等の避難誘導については、「(1) 児童生徒等在校中の対応」と同様に行う

○自宅にいる児童生徒等については「(4) 児童生徒等が在宅中(休日・夜間)の対応」と同様に行う

- * 登下校途中で地域の中にいる児童生徒等への対応については、情報を早く収集し伝達・指示することが必要
- * あらかじめ、マップづくりを通して、個々の児童生徒等の通学路における津波に対する避難場所（近くの高台、津波避難ビル等）を複数決めておき、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者と学校で情報を共有しておく（一人一人の**避難マップ**を作成しておく）
- * 事前に（平常時に）防災学習や訓練を通して児童生徒等に次のことを身に付けさせておくことが重要
 - ・登下校時の津波からの避難場所や避難経路について家族で話し合い下見しておく
 - ・登下校時にどの場所においても、一人で判断し避難できるように訓練しておく
 - ・避難したら、警報等が解除されるなど安全が確認できるまで待機する
 - ・安全が確認できたら、学校に自らの安否を報告できるようにしておく
- * あらかじめ、校区の津波避難場所における避難者リストを作成しておく
- * 避難訓練を通して、保護者や地域の自主防災組織と連携し、避難誘導や避難場所での対応について協力依頼をしておく
- * 支援を要する児童生徒等への対応については、個人情報の取扱いに十分配慮しながら、訓練等を通して情報共有しておく

【在宅時の留意点】

在宅時は、家族と共にいる場合だけではなく、児童生徒等が一人にいる場合に地震が発生する可能性も考えられることから、児童生徒等が一人の時でも的確に判断し、自らの安全を守る行動ができる力を事前の学習や訓練によって身に付けておくことが大切です。また、保護者や地域にも協力を得ておくとともに、あらかじめ、次のことを各家庭で確認し、身に付けておくことが大切です。

- ・自宅の災害の想定を必ず確認しておく（津波、土砂災害等の危険）
 - ・自宅から避難場所・避難経路を確認し、所要時間を知っておく
 - ・地域の訓練に参加し、日頃からつながりをもっておく
 - ・児童生徒等が、一人の時でも必ず避難できるよう、家族でそれぞれが自分のいる場所から避難すること、集合場所等を確認しておく
 - ・家庭の中の安全対策（家の耐震化、家具の配置や固定、ガラス等の飛散防止、非常持ち出し品や備蓄品の準備等）を行う
 - ・児童生徒等の安否の情報を、保護者等から学校に知らせてもらうよう依頼しておく
（PTAで共通理解を図り、可能な限り、保護者間の連絡網を整備しておく）
- ＊地区ごとの児童生徒等の名簿を作成しておく

【放課後子ども教室】【放課後児童クラブ】における対応

地震が発生した場合、放課後子ども教室及び放課後児童クラブ（以下「放課後教室等」という）のコーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター（以下「推進員等」という）が、児童生徒の命を守るための対応を行うこととなっています。

県教育委員会（生涯学習課）では、放課後教室等における災害発生時の対応を記した

「放課後子ども教室及び放課後児童クラブ防災マニュアル作成の手引き（地震・津波編）」

を作成し、設置者である市町村の取組を支援しています。各放課後教室等では、これに基づき各教室の実態に応じた「独自の防災マニュアル」の作成や、避難訓練等に取り組んでいます。

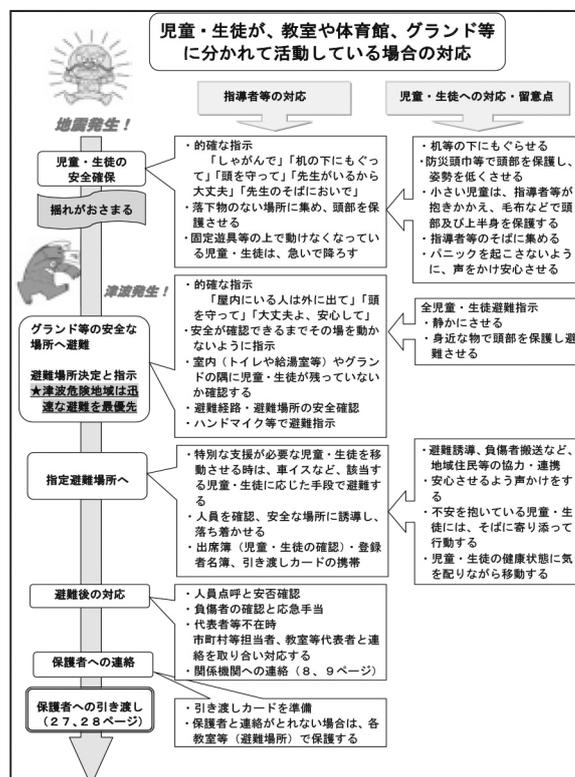
(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310401/bousaimanyuaru.html>)

◇放課後教室等と連携した取組の実施

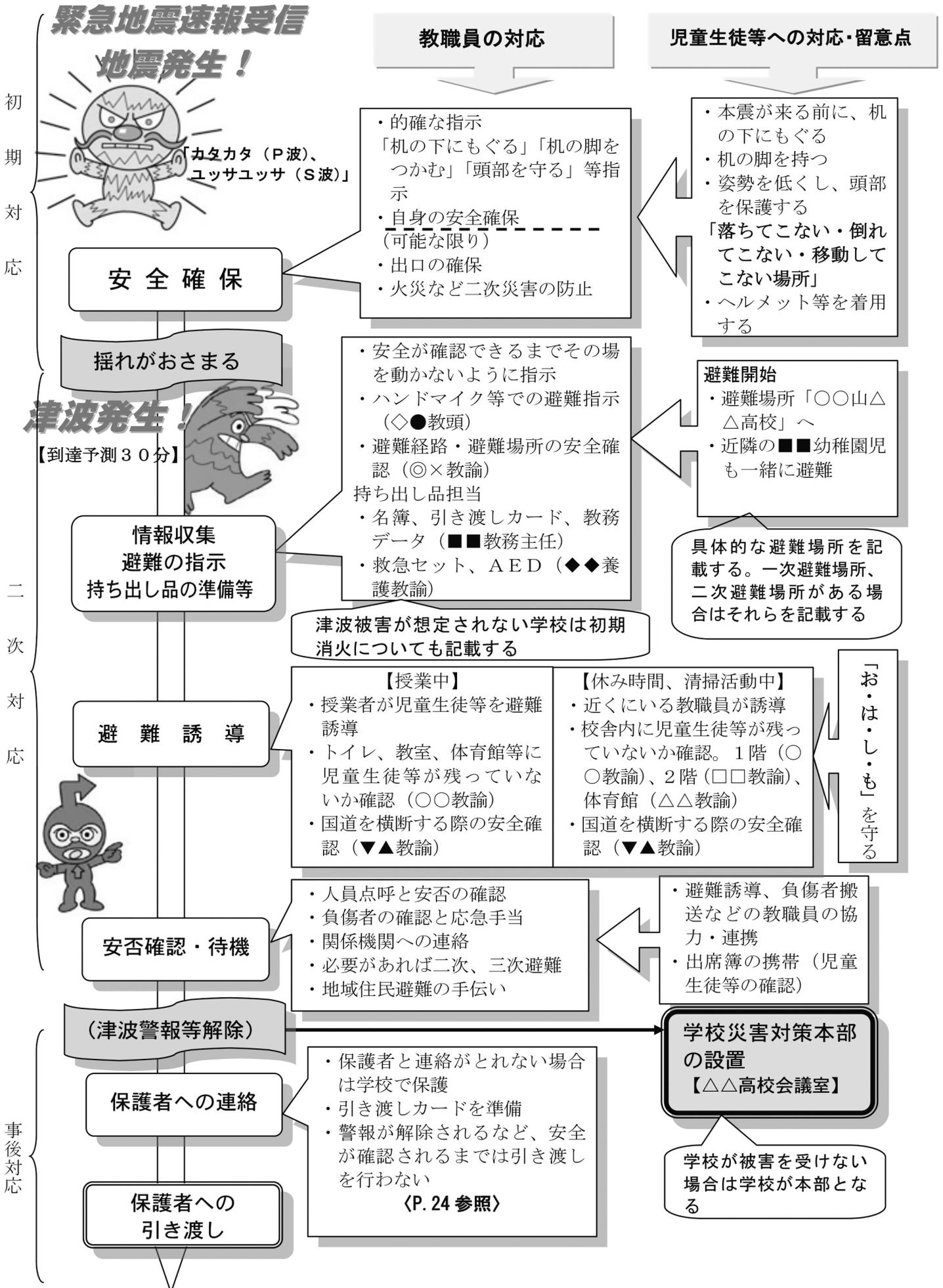
災害発生時に、時間帯によっては、学校、放課後教室等、通学路上、自宅など、児童生徒がいる場所が異なるため、児童生徒の安否確認の際にも、放課後教室等の情報が非常に重要です。

誰が、どの放課後教室等に参加しているか、日頃から、放課後教室等と常に情報共有しておく必要があります。

また、放課後教室等が学校の校舎あるいは敷地内にある場合、災害発生時の避難場所は同じになると考えられます。例えば、共通した避難経路・避難場所を記した防災マニュアルを作成したり、避難訓練を放課後の時間帯に実施したりするなどして、放課後教室等と連携した対策を行うことが非常に重要です。



(1) 児童生徒等在校中の対応



【場所別の指示と児童生徒等の行動】

キーワードは
「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所へ避難！



場 所	教職員の指示（例）	児童生徒等の行動	
普通教室	「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」 「頭部を守る」「その場を動かない」	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐり動かないように脚を持つ等、頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する 	
特 別 教 室	理 科 室	<ul style="list-style-type: none"> ・「窓やガラスから離れる」 ・「薬品から離れる」 ・「棚から離れる」 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコールランプ等の火を消す ・机の下にもぐる等、身の安全を守る ・薬品・実験用品が入っている棚から離れる
	調 理 室	<ul style="list-style-type: none"> ・「火の側から離れる」 <p>*火・湯・薬品等の危険な物のそばから離れる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食器等が入っている棚から離れる
	音 楽 室	「ピアノから離れる」	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアノなど大きな楽器や機器などから離れる
	コンピ ュー タ 室	「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する
	学 校 図 書 館 等	「本棚から離れる」	<ul style="list-style-type: none"> ・本棚から離れる
		◎教室の状況に応じて具体的に指示をする	
体 育 館	「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まる、照明に気をつける」	<ul style="list-style-type: none"> ・天板や天井灯、窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる 	
運 動 場 ・ 校 庭	「校舎、フェンスや遊具などから離れて、体を低くする、グラウンドの中央に集まる」	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する。 ・落下物、倒壊の危険のあるものから離れ、中央部分に避難する 	
プ ー ル	「プールの端に移動し、ふちをつかむ」	<ul style="list-style-type: none"> ・プールの端に移動し、プールのふちをつかむ ・揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、安全な場所に避難する 	
廊 下 ・ 階 段	「しゃがんで、頭部を守る」 「教室に入る」	<ul style="list-style-type: none"> ・壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る。 ・近くの教室に入り、机の下にもぐる 	

教職員と児童生徒等が離れている場合の対応

(休み時間、放課後、部活動等)

- ・分散して、校舎内を巡回し、児童生徒等の安全を確認する
- ・本部の避難指示を受け、必要に応じて、児童生徒等をより安全な場所へ誘導する
- ・負傷者がいる場合は、応急手当をする

教職員の対応における留意事項

- ・的確な指示
- ・周囲の安全確認
- ・児童生徒等の人員確認
- ・声かけ等による児童生徒等の不安の除去
- ・余震や二次災害への対応

テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止等、室内の安全対策について、可能な限り具体的な予防対策を講じておくことが大切です。

→ P.45「地震対策チェックリストの例」参照

(2) 校外での活動時の対応

※教職員が引率し校外で活動している場合（遠足、部活動の大会、修学旅行など）

緊急地震速報受信

地震発生！



安全確保

揺れがおさまる



津波発生！

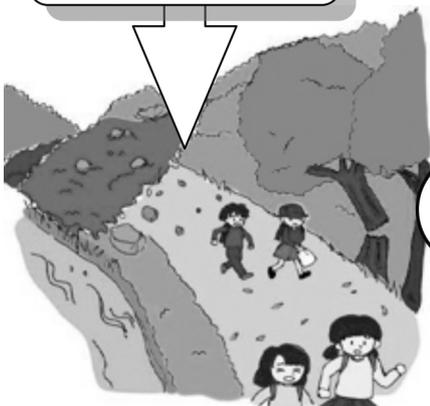
避難誘導



ゆうどうくん

(津波警報等解除)

学校等への連絡



教職員の対応

- ・状況の把握と的確な指示
- ・倒壊物、落下物への注意・指示
- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う
- ・パニックをおこさないように、声をかけて安心させる

- ・揺れがおさまったら、場所によって情報を集めながら、安全な場所へ避難の指示
- ・海岸部や津波被害の危険性がある地域では、速やかに高台や十分な強度のある建物の上層階へ避難(最初の場所が危険と判断したらより安全な場所へ移動し、津波警報等が解除される等、津波の心配がなくなるまで戻らない)
- ・児童生徒等の不安を取り除く声かけ
- ・児童生徒等の安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・ラジオ等による情報収集

- ・学校等への状況報告
- ・校長からの指示を受ける

児童生徒等への対応・留意点

- ・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる

★あらかじめ次のことを確認しておく

- ・その地域の避難場所等の必要な情報
- ・家庭、学校等への連絡方法

- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する
- ・状況に応じて、地域の方に助けを求める

- ・学校等は保護者へ状況を連絡する

特別支援の必要な児童生徒等には、連絡先等を記したヘルプカードを携帯するよう指導しておく
(P.49 参照)

部活動中に地震が発生した場合も想定しておく

(3) 児童生徒等が登下校中の対応

緊急地震速報受信

地震発生!



安全確保

揺れがおさまる

津波発生

避難

校内巡視

通学路巡視

(津波警報等解除)

児童生徒等の 安否確認

避難場所確認

自宅確認

児童生徒等に関する 情報の集約

児童生徒等の家庭 への引き渡し

関係機関への報告 (P.8 参照)

教職員の対応

児童生徒等の対応・留意点

学校内にいる教職員

- ・自身の安全を確保
- ・近くの子童生徒等に的確な指示

学校外にいる教職員

- ・自身の安全を確保

- ・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる

学校内にいる教職員

- ・校内にいる児童生徒等の安否確認等(在校時の対応を基本とする)
- ・(津波浸水時間を考慮して)可能な限り通学路を巡回して児童生徒等の安否確認及び避難誘導を行う
- ・避難場所や放課後教室等も確認する

学校外にいる教職員

- ・近くの避難場所へ避難する

- ・揺れがおさまったら、近くの空き地や公園に避難する
- ・津波被害の危険性がある地域では、強い揺れ、長い揺れを感じたり、津波に関する情報があった場合は自らの判断で今いる場所から最も近い高台へ避難する
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する
- ・津波警報が出た場合、解除されるまで避難場所を動かない



校内にいた教職員

- ・地域の避難場所に赴き安否の確認を行う
- ①A地区：〇〇山、××神社
- ②B地区：△△園、□□病院
- ③C地区：●●小学校
- ・放課後子ども教室・児童クラブ等にも確認する

校外にいた教職員

- ・原則、学校へ参集する
- ・避難した避難所での情報収集(児童生徒等の安否確認)
- ・学校へ状況を連絡

- ・避難後、学校、自宅の近い方へ移動する
- ・学校へ安否確認の連絡をする

地区別に児童生徒等の名簿を作成しておく

特別支援の必要な児童生徒等で自力通学をしている児童生徒等には、連絡先等を記したヘルプカードを携帯するよう指導しておく
(P.49 参照)

(4) 児童生徒等が在宅中（休日・夜間）の対応

緊急地震速報受信

地震発生！



安全確保

揺れがおさまる

避難

(津波警報等解除)

学校等へ参集
(教職員)

児童生徒等の
安否確認
避難場所確認
自宅確認

校内施設の被害状況
確認

児童生徒等に関する
情報の集約

関係機関への報告
(P.8 参照)

教職員の対応

児童生徒等の対応・留意点

・自身、家族の安全確保

・身を低くし、頭部及び上半身を保護する



学校が津波の被害を受けて使用できないと予測される場合は、別の集合場所を決めておく

・指定されている場所へ避難する
・津波注意報・警報が発表された場合や海岸部や津波被害の危険性がある地域では、高台や十分な強度のある建物の上層階などあらかじめ決めておいた場所へ避難する
・津波警報が解除されるまで避難場所を動かない

・震度5強以上の地震が発生した場合、原則として全員学校等に集合
〈P.6 参照〉
・集合できない場合は学校へ状況連絡
・教職員の安否確認

・地域の避難場所に赴き安否の確認を行う
①A 地区：○○山、××神社
②B 地区：△△園、□□病院
③C 地区：●●小学校
・担任及び地区担当教職員による確認
・放課後子ども教室・児童クラブ等にも確認する

・学校へ安否確認の連絡をする
(児童生徒等・保護者)



児童生徒等の安否に関する学校等への連絡について、事前に各家庭と申し合わせておく必要があります

★教職員の参集体制について
・学校まで参集できない場合は最寄りの学校等へ
・あらかじめ一覧表を作成し、教職員で情報共有する

(5) スクールバス乗車時の対応

★あらかじめ次の内容を確認しておく

- ・スクールバス運行表（拠点と時刻）
- ・運行ルート（地図（浸水予測含む））
- ・運行ルート上の津波避難場所一覧
- ・津波避難場所（地図表記）

- ・バスの運行ルート上の医療機関、津波避難場所
- ・家庭、学校等への連絡方法
- ・ラジオ等（情報を把握）する物を準備

緊急地震速報受信

地震発生！



安全確保

揺れがおさまる

津波発生！

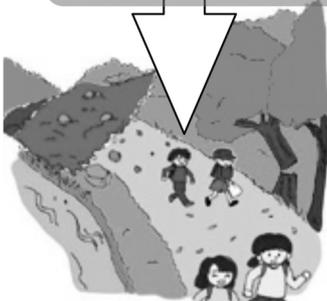
避難誘導
安否確認

（津波警報等解除）

学校等への連絡

保護者への連絡

保護者への
引き渡し



教職員(学校)の対応

スクールバス乗務員

- ・安全な場所で停車
- ・児童生徒等の安否の確認
- ・周囲の状況確認

- ・在校生への対応、適切な指示
- ・スクールバス所在地の確認
- ・救護班等の派遣検討
- ・人数と安否の確認

- ・津波浸水域では最も近い高台へ避難
- ・あらかじめ決めているルート上の「 」へ
- ・学校へ所在地と被害状況の連絡

- ・救護班は現地へ行き、安全確認を行う
（児童生徒等の不安の緩和）
- ・最寄りの保護者に救助要請

- ・けが人がいる場合は救急車要請
- ・最寄りの医療機関と連携（救急車要請不可能時）

- ・学校等は保護者へ状況を連絡する

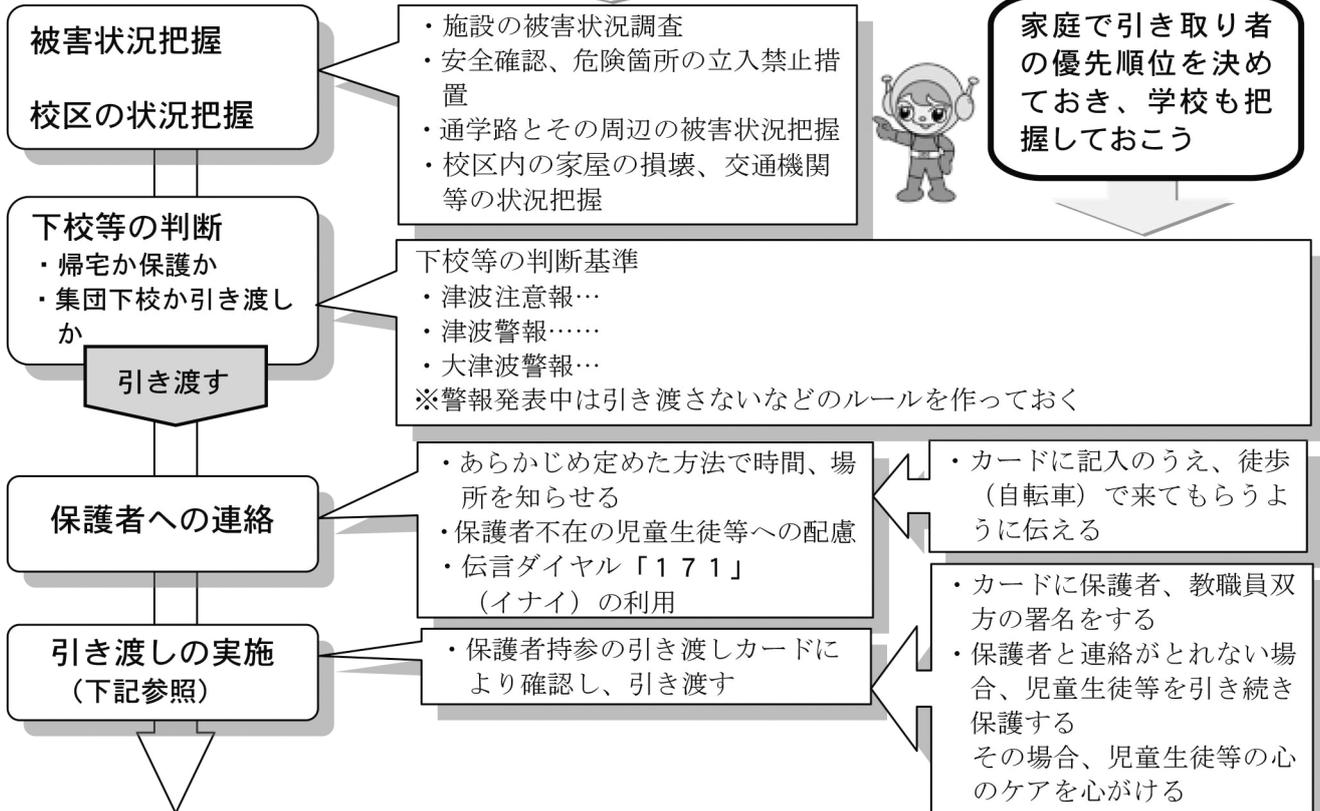
- ・保護者が現場に来た場合は引き渡しカードにより引き渡す
- ・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護または最寄りの避難場所へ

特別支援の必要な児童生徒等には、連絡先等を記したヘルプカードを携帯するよう指導しておく
〈P.49 参照〉

(6) 引き渡しと待機

教職員の対応

留意点



小学校の引き渡し方法 (例)

- 児童は、運動場に学年(学級)ごとに集合する。保護者は指定の場所で待機する。
- ハンドマイク等の指示で引き渡し開始
 - 学級担任に名前を告げて、引き渡しカード又は引き渡し一覧表で確認を受ける。
 - 兄弟姉妹がいる場合は、低学年の児童から引き取る。
 - 児童が負傷している場合は、養護教諭(本部)に直接確認して引き取り、学級担任に報告して下校する。
 - 児童が不明な場合は、本部にて指示を受ける。
- 引き渡し後の滞在場所を必ず記載し、把握しておく。

引き渡しカード (例)

※2セット以上を別々の保管場所に置いておく

緊急時引き渡しカード (例)				
(児童名)		血液型 (きょうだい)		
年 組		年 組		
年 組		年 組		
番 号	引き取り者氏名	連絡先(電話、住所)		児童との関係
1	保 護 者 ふりがな	電話[- -]		
		携帯[- -]		
		住所[]		
2				
3				
引き渡し日時	月 日 時 分	教職員氏名 :		
引き渡し後の滞在場所 : 自宅 ・ 自宅以外()				

【引き渡しの留意点】

地震の規模や、被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要があります。また、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されます。あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要です。

①引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、児童生徒等の安全を最優先にするため以下のような点に注意が必要です。

- 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。
- 家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要です。
- 校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。

学校を含む地域の震度	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要があります。		

②学校に待機させる場合の留意点

大規模な地震では待機が長時間に及ぶことも考えられます。児童生徒等を待機させる場合には、下記の点に留意しましょう。

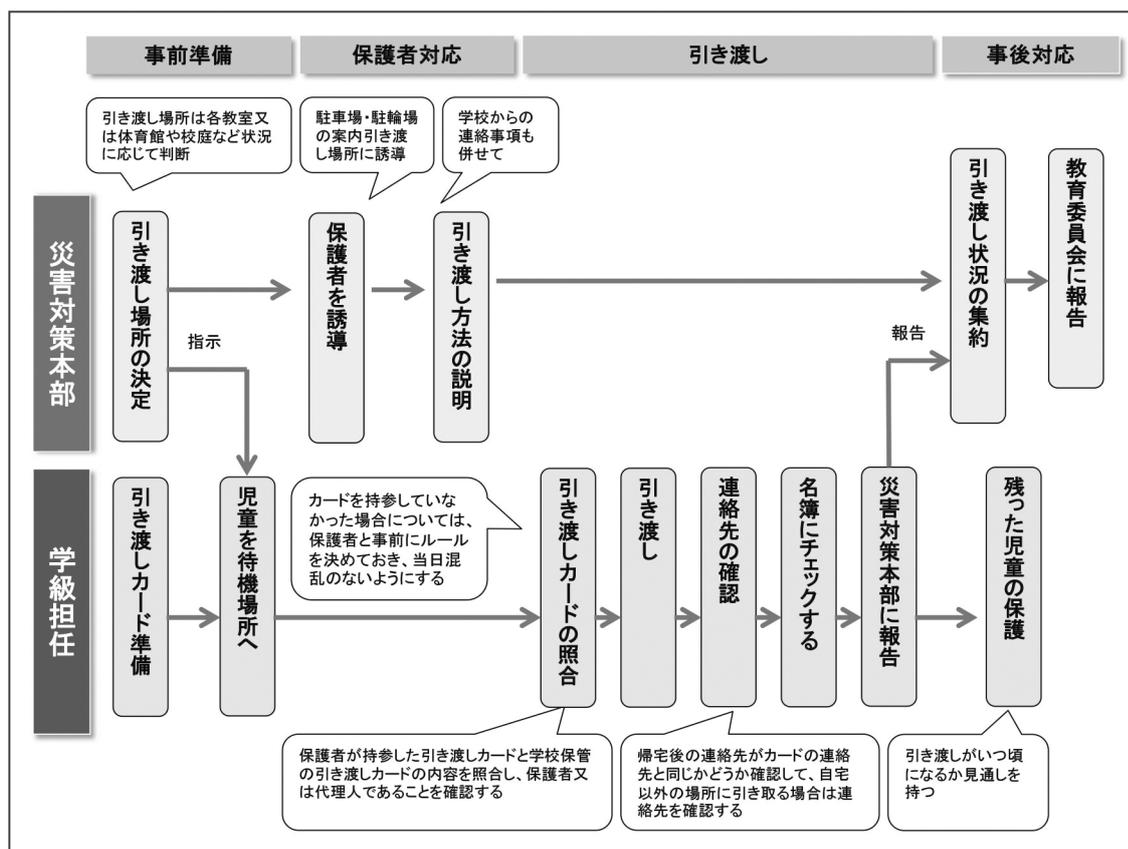
- 不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。
- 近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。
- 待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

③引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、一度に多くの保護者等が集まり、混乱、錯綜することが考えられるためあらかじめ引き渡しの手順を明確化しておくことが大切です。

また、訓練等を通して保護者に周知しておくことも必要です。

【小学校（例）】



■校外で引き渡す場合の流れ

- ①引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
 - ②学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
 - ③現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。
- * 校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておく

【参考：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省】

【東日本大震災の事例から】

保護者へ引き渡した後、津波で犠牲に・・・

東日本大震災では児童生徒を保護者に引き渡した後に津波被害に遭うケースがありました。岩手、宮城、福島3県で犠牲になった小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒351人のうち、引き渡し後に犠牲になったのは120人（河北新報社調べ）と3分の1を占めています。

岩手県気仙沼市立小原木小学校は標高約45mにあり、児童の多くは海沿いの低地に住んでいる。震災直後、校庭には児童の引き渡しを求めて20人以上の保護者が集まっていたが、学校は独自の判断で児童の引き渡しを見合わせた。「高台なので、ここにいたほうが安全」と保護者にも理解を求め、児童らは校庭で待機した。眼下に広がる集落が津波のみこまれたのはそれから30分後だった。

V 特別支援学校における対応

【特別支援学校における留意点】

障害のある児童生徒等は、自分の身を守り、避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想されます。学校においては、一人一人に予想される困難を理解し、家庭等と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う必要があります。なお、障害種別により対応が大きく異なる点があることにも留意することが大切です。

1 災害発生時に障害のある児童生徒等に起こりやすい状況

災害発生時に障害のある児童生徒等に起こりやすい状況	
情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の理解・判断に時間を要する、また、できないことがある。 ○自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ○全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> ○危険の認知が難しい場合がある。 ○臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 ○危険回避しようと慌てて行動することがある。 ○けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気づかないことがある。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。 ○エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> ○薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しいことがある。 ○避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> ○経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。 ○不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなる可能性がある。



2 特別支援学校の特性に応じた学校防災マニュアル作成時の留意点

事前の危機管理（備える）	
体制整備と備蓄	<p>◇障害特性に応じた災害時の使用物品の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動：避難帯／担架や代用品（毛布等）／車椅子／避難車／誘導ロープ／メガホン／絵カード 等 ○避難生活〔食事・排せつ・睡眠・コミュニケーション〕 マッシャー・調理ばさみ・とろみ剤／紙おむつ・おしり拭き・ビニール袋・手袋／アルコール／筆談ボード／ラジオ 等

◇医療ニーズに応じた使用物品と備蓄品の例（生命維持）

- 医療ニーズ：呼吸管理（気管切開等）／経管栄養／アレルギー／体温管理／服薬 等
- 使用物品：吸引・経管等の医療機器や医療器具／医療機器のバッテリー／毛布やカイロ・防寒着／扇風機／医療機関の指示書災害時預かり薬（3日分以上）／発電機（複数台）と燃料／簡易コンロと鍋（経管栄養の加温用） 等
- 備蓄品：アレルギー対応食品／服薬のための水・コップ・ストロー／アルコール 等

※生命維持に電源が必要な場合は、発電機を複数台用意して故障等に備える。

※訪問教育のスクーリングで登校する児童生徒等の必要物品を備蓄する。

※栄養士は備蓄食料を使った数日分の献立を作成してみる。

◇個人用の必要物品のリュック

- 個人用食料／安心グッズ／医療器具等／紙おむつ等／防寒着等／補聴器用ボタン電池

※アレルギーや食のこだわりなどがある場合は食べられるものをリュックに詰める。その他、避難生活に必要な物品をリュックにまとめて携行できるように準備すると、避難時に活用することができる。リュックの内容は定期的に点検する。

◇登下校中の地震発生や地震後の通信障害など様々な状況を想定した準備

- 児童生徒等の通学経路（登下校）と時間の目安（経路上の避難場所や交番等）
- 津波・火災等の二次災害に備えた通学バスの時間ごとの避難場所・経路
- 通信手段の途絶に備えた地区別担当者の設定：安否確認／学校からの連絡事項の伝達
- 災害用児童生徒等名簿：緊急連絡先／自宅以外の避難予定先（複数）／放課後ケア等の利用状況

◇保護者との連携

- 自力通学児童生徒等の保護者には、登下校中の発災時の捜索や保護を依頼
- 訪問指導先の保護者と、地震発生時の避難場所の確認や必要物品の準備等の話し合い
- 居住地区で行われている地域行事・防災訓練等への参加の奨励（地域のネットワークづくり）

※居住地域での理解者・支援者を増やしておくことが、災害時の助け合いにつながる。

◇登下校中の二次対応等について関係者間で共通理解を図る

- 通学バスの二次対応や引き渡し（通学バス業者・保護者）
- 登下校中の自力通学児童生徒等の保護や緊急時の行動についての教育（保護者・児童生徒等）

◇関係機関との事前の協議

- 通学バス業者／福祉サービス提供事業者（放課後ケア・移動支援等）／寄宿舍／訪問指導先施設等

施設設備等の点検

◇障害の状態等に応じた施設設備の点検

避難訓練・防災学習	<p>◇実際の災害時に近い状況で訓練を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電／エレベーター利用不可／緊急地震速報／津波等の二次災害の発生と避難／備蓄食料の試食 <p>◇発電機を使った医療機器等の試運転</p> <p>※発電機等の点検にもなり、実際の震災場面での練習にもなる。</p>
-----------	--

発生時の危機管理（命を守る）	
初期対応 二次対応	<p>◇簡潔な言葉や手話などで今の状況（地震発生）の理解とこれからの見通しを持たせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これからの見通し（保護者迎えまでみんなと過ごす、〇〇に避難する、余震がある 等） ○避難時の指示は肯定形で行う （「押さない」→「ゆっくり」、「かけない」→「歩きます」等） <p>※避難訓練で見通しの絵カード、肯定形の指示などを用いて練習することが災害時にも生きてくる。</p> <p>※避難訓練を繰り返すことで、災害が起こったときにも見通しを持って行動できるようになる。</p>

事後の危機管理（とりもどす）	
引き渡しと待機	<p>◇学校避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等の状況（パニックの有無、健康状態等）や自宅の被害状況、避難所の状況によっては、保護者に引き渡した後そのまま学校に待機させることも検討する <p>※自校の児童生徒等や家族が、学校に避難してくる状況も考えられる。</p>
安否確認	<p>◇自力通学児童生徒等の通学経路での安否確認・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通学時間中に地震が発生した場合、各経路に教職員を派遣し、通学経路に沿って児童生徒等を捜索し、保護する。
避難所協力	<p>◇児童生徒等のいる避難所等への巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所に指定される場合には、避難所のスタッフや周囲の避難者への協力を要請（障害特性、支援方法・別室対応の必要性等） <p>◇避難所の開設への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）についてのアドバイスを地域からあらかじめ得ておく）
心のケア 学校再開前	<p>◇家庭訪問と臨機応変な登校指導</p> <p>※家庭訪問や避難所の巡回により、児童生徒等の状況を把握し、心のケア等の支援を行うことが考えられる。家庭の状況によっては学校等の支援が必要になるケースも考えられる。学校再開まで時間がかかる場合には、臨機応変に登校可能日を設け、NPO等の支援者の力を借りるなどして学校で過ごす時間を確保することも検討する。</p> <p>※東日本大震災では、震災後の避難生活で特別支援学校の児童生徒等に自傷・他傷、不眠などのストレス症状が見られたが、学校再開と共にそれらの症状の多くがなくなったという報告もある。</p>
心のケア 学校再開後	<p>◇安心・安全な生活環境を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大きな災害に遭遇し、状態が変化している児童生徒等に対しては、以下のような対応が考えられる （ストレスの要因の低減：イヤーマフ／ついたて 等）

【参考：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省】

(1) 児童生徒等在校中の対応（特別支援学校：知的障害）

緊急地震速報受信

地震発生！



「カタカタ、ユッサユッサ」

安全確保

揺れがおさまる



津波発生！

情報収集
避難の指示
持ち出し品の準備等

避難誘導



安否確認・待機

(津波警報等解除)

保護者への連絡

保護者への引き渡し

教職員の対応

- ・的確な指示
「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」「頭部を守る」等の指示
- ・自身の安全確保
- ・パニックをおこさないように、声かけて安心させる（可能な限り）
- ・出口の確保
- ・火災など二次災害の防止

- ・安全が確認できるまでその場を動かないように指示
- ・ハンドマイク等での避難指示（〇〇教頭）
- ・避難経路・避難場所の安全確認（××教諭）
- ・火の元の確認、初期消火持ち出し品担当
- ・名簿、引き渡しカード、教務データ（■教務主任）
- ・救急セット、AED（◆養護教諭）

- ・担当教職員が児童生徒等を避難誘導
- ・トイレ、教室、体育館等に児童生徒等が残っていないか確認
- ・人員を確認、安全な位置に誘導し、落ち着かせる
- ・寄宿舍の教職員は学校の避難場所に集まり合流する

- ・人員点呼と安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・関係機関への連絡
- ・地域住民避難の手伝い

- ・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護
 - ・引き渡しカードを準備
 - ・警報が解除されるなど、安全が確認されるまで引き渡さない
- 〈P. 24 参照〉

児童生徒等への対応・留意点

- ・本震が来る前に、机の下にもぐる
- ・机の脚を持つ
- ・姿勢を低くし、頭部を保護する
- 「落ちてこない・倒れてこない場所」
- ・ヘルメット等を着用する

- 避難開始
- ・一次避難場所 運動場
 - ・二次避難場所 体育館

津波による被害が心配される学校は高い避難場所を設定する

- 配慮を要する児童生徒等への対応
- ・声かけをして、安心させる
 - ・心配な児童生徒等には、そばに寄り添って行動する

児童生徒等が学校、寄宿舍にいる場合（日中、放課後、夜間）の対応も考えておく

学校災害対策本部の設置
【会議室】

福祉避難所に指定されている学校は、その対応も検討しておく

(2) 児童生徒等在校中の対応 (特別支援学校: 視覚障害・聴覚障害)

緊急地震速報受信

地震発生!



安全確保

揺れがおさまる



情報収集
避難の指示
持ち出し品の準備等

避難誘導

安否確認・待機

(津波警報等解除)

保護者への連絡

保護者への引き渡し

教職員の対応

- ・的確な指示
「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」「頭部を守る」等の指示
- ・自身の安全確保 (可能な限り)
- ・出口の確保
- ・火災など二次災害の防止

- ・安全が確認できるまでその場を動かないように指示
- ・ハンドマイク等での避難指示 (〇〇教頭)
- ・避難経路・避難場所の安全確認 (××教諭)
- ・火の元の確認、初期消火
- 持ち出し品担当
- ・名簿、引き渡しカード、教務データ (■ ■教務主任)
- ・救急セット、AED (◆ ◆養護教諭)

- ・担当教職員が児童生徒等を避難誘導
- ・トイレ、教室、体育館等に児童生徒等が残っていないか確認
- ・人員を確認、安全な位置に誘導し、落ち着かせる
- ・寄宿舎の教職員は学校の避難場所に集まり合流する

- ・人員点呼と安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・関係機関への連絡
- ・地域住民避難の手伝い

- ・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護
- ・引き渡しカードを準備
- ・警報が解除されるなど、安全が確認されるまで引き渡さない

<P. 24 参照>

児童生徒等への対応・留意点

- ・本震が来る前に、机の下にもぐる
 - ・机の脚を持つ
 - ・姿勢を低くし、頭部を保護する
 - ・ヘルメット等を着用する
- 盲学校

- ・周囲の状況を説明し、声をかけ続ける

ろう学校

- ・児童生徒等と教職員が近くに寄り添い、指示が伝わりやすくする

避難開始

- ・一次避難場所
運動場
- ・二次避難場所
体育館

津波による被害が心配される学校は高い避難場所を設定する

配慮を要する児童生徒等への対応

盲学校

- ・誘導ロープや前の人の手引などで、離れないようにする

ろう学校

- ・光や旗など、視覚に訴える方法で、行動できるようにする

児童生徒等が学校、寄宿舎にいる場合 (日中、放課後、夜間) の対応も考えておく

学校災害対策本部
【会議室】

福祉避難所に指定されている学校は、その対応も検討しておく

(3) 児童生徒等在校中の対応（特別支援学校：病弱・肢体不自由）

緊急地震速報受信

地震発生！



「カタカタ、
ユッサユッサ」

安全確保

揺れがおさまる

津波発生！

情報収集
避難の指示
持ち出し品の準備等

避難誘導

安否確認・待機

(津波警報等解除)

保護者への連絡

保護者への引き渡し

教職員の対応

- ・的確な指示
「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」「頭部を守る」等の指示
- ・自身の安全確保
- ・パニックをおこさないように、声かけて安心させる（可能な限り）
- ・出口の確保
- ・火災など二次災害の防止

- ・安全が確認できるまでその場を動かないように指示
- ・ハンドマイク等での避難指示（〇〇教頭）
- ・避難経路・避難場所の安全確認（××教諭）
- ・火の元の確認、初期消火
持ち出し品担当
- ・名簿、引き渡しカード、教務データ（■教務主任）
- ・救急セット、AED（◆◆養護教諭）

- ・児童生徒等を移動させる時は車いす、ストレッチャー、教職員が背負う、など個人に合った方法を取り避難する
- ・トイレ、教室、体育館等に児童生徒等が残っていないか確認
- ・人員を確認、安全な位置に誘導し、落ち着かせる
- ・寄宿舍の教職員は学校の避難場所に集まり合流する

- ・人員点呼と安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・関係機関への連絡
- ・地域住民避難の手伝い

- ・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護
- ・引き渡しカードを準備
- ・警報が解除されるなど、安全が確認されるまで引き渡さない

〈P. 24 参照〉

児童生徒等への対応・留意点

- ・本震が来る前に、机の下にもぐる
- ・机の脚を持つ
- ・姿勢を低くし、頭部を保護する
- 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所」
- ・ヘルメット等を着用する

- 避難開始
- ・一次避難場所
運動場
 - ・二次避難場所
体育館

津波による被害が心配される学校は高い避難場所を設定する

- 配慮を要する児童生徒等への対応
- ・声かけをして、安心させる
 - ・心配な児童生徒等には、そばに寄り添って行動する
 - ・児童生徒等の健康状態に気を配りながら移動する

児童生徒等が学校、寄宿舍にいる場合（日中、放課後、夜間）の対応も考えておく

学校災害対策本部
の設置
【会議室】

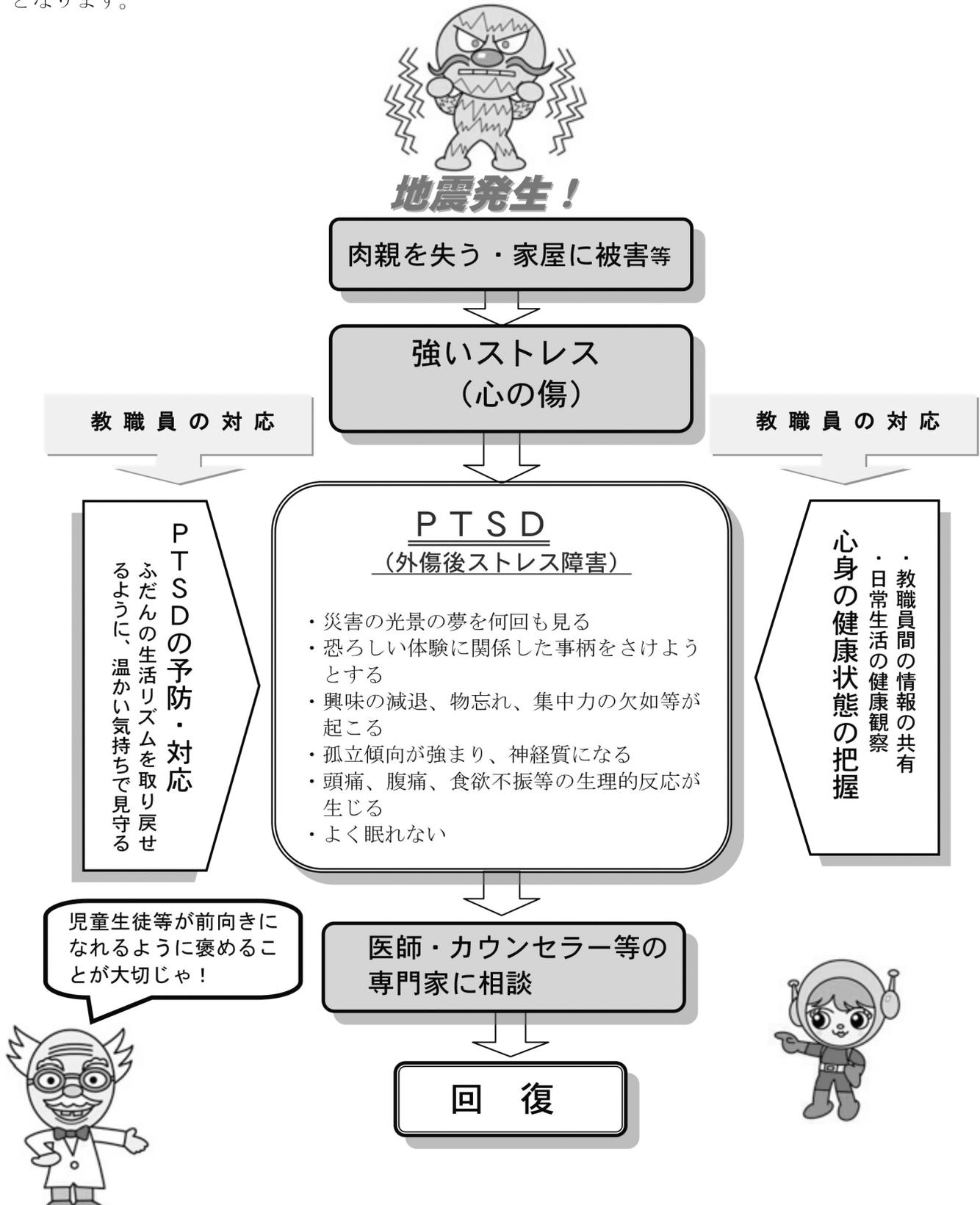
福祉避難所に指定されている学校は、その対応も検討しておく

VI 事後の危機管理（とりもどす）

1 児童生徒等の心のケアについて

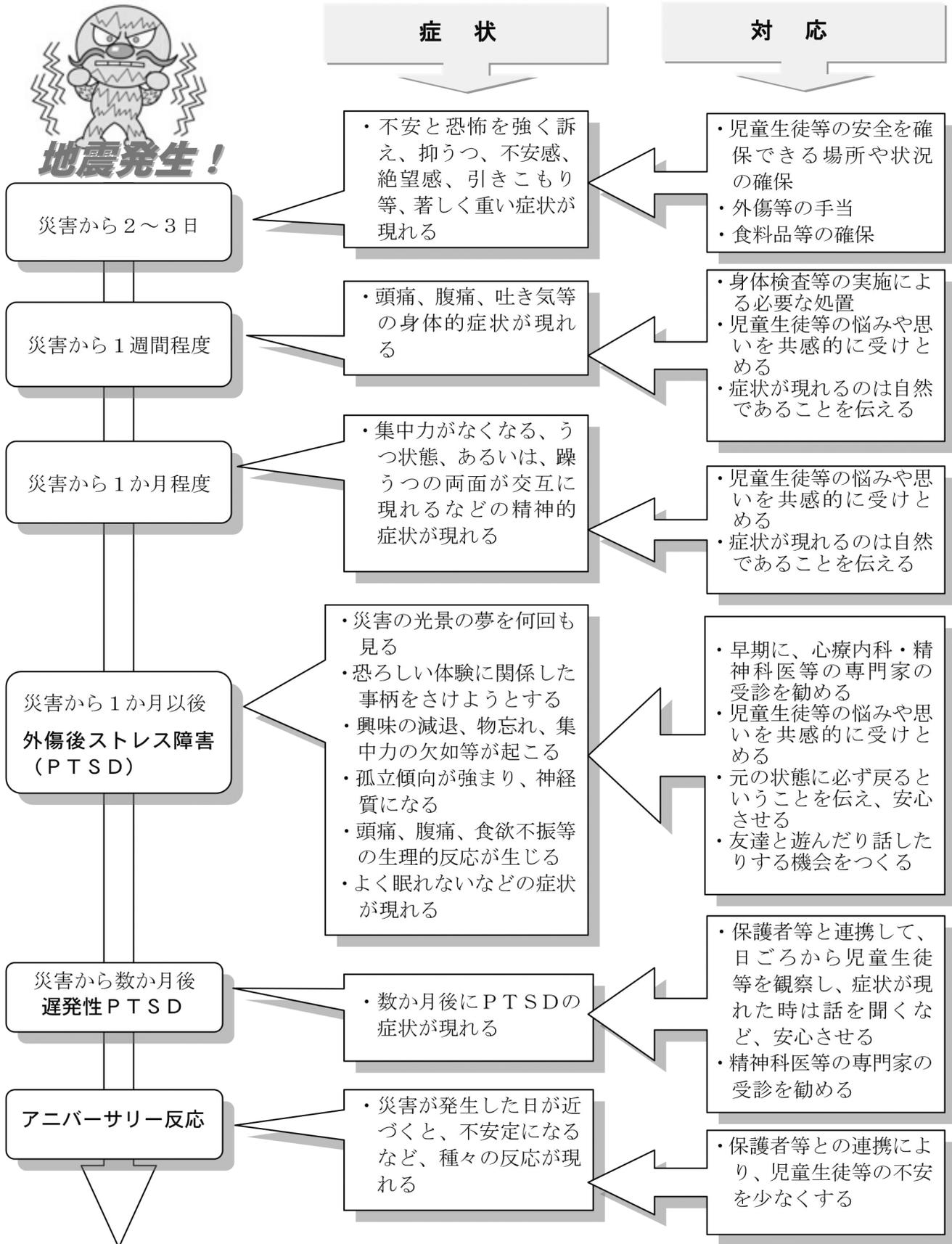
大災害や事故等で、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、児童生徒等によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがあります。

このため、児童生徒等の心の傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となります。



*心のケアについては「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」（平成22年7月 文部科学省）を併せて参考にしてください
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

災害後、児童生徒等に現れる可能性のある症状とその対応



上記はあくまで一例です。災害発生から10日程度は、実際は心の中で大きな動揺が起こっていても、全く感情が表に現れなかったり、いたって普段通りに振る舞ったりするケースも考えられます。温かい気持ちで見守りながら、児童生徒等の状況を注意深く観察していくことが大切です。

また、災害発生時は、児童生徒等の命を守る立場の教職員も強いストレスを受けるため、教職員の心のケアも非常に重要です。

2 避難所運営支援

「避難所準備委員会」立ち上げ
「事前協議」実施

- ・地域の自主防災組織や市町村防災担当部局の職員等により「避難所運営マニュアル」作成、協力体制の確立（鍵の受け渡し、避難所として開放できる区域の取り決め、避難所運営方法等）

地震発生!

「避難所運営マニュアル」に基づき
避難所の開設・運営を行う

留意事項

市町村防災担当部局職員の参集

学校等災害対策本部の設置
避難所支援班の設置

- ・本部は会議室等に設置
- ・避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定

施設の安全点検
施設等開放区域の明示

- ・施設内の安全確認、開放できる区域の明示（校長室、職員室、事務室、保健室等の管理運営上必要な場所や危険なものがある特別教室は開放しない）

避難所開設の判断

- ・立入禁止区域の明示
- ・事前に決めておいた優先順位にしたがって施設等を開放
- ・お年寄りや障害のある方等への優先的配慮
- ・緊急車両等の駐車スペースの確保

避難室間の区割り

避難者の受付・誘導

- ・避難所使用のマナーと一般的注意の徹底
- ・担当者による誘導
- ・自家用車は原則乗り入れ禁止

衛生環境の整備

- ・仮設トイレの設置
- ・ゴミの収集場所の管理
- ・食中毒や伝染病等、衛生面への配慮

仮設テントの設置
(支援物資の受入準備等)

- ・緊急車両の進入の妨げとならない場所に

避難者の名簿づくり

- ・原則として入居時に記入（氏名、性別、年齢、住所等）
- ・すみやかな名簿の作成と更新

救護物資の調達配給

- ・配給時におけるトラブルの回避
- ・食料、医療物資等の市町村対策本部への要請
- ・お年寄り、障害のある方等や非常持ち出し品のない方を優先
- ・食事、救援物資の配給経路の把握

避難所運営組織への移行

- ・避難所運営が避難者も含めた地域の方々为主体となった運営組織に移行した後は、教職員は組織に施設管理者として加わり側面からの支援を行う

炊き出しへの協力

- ・使用可能な調理室・給食室等の提供
- ・献立、衛生管理等についての助言

情報連絡活動

- ・避難者用緊急電話の設置依頼
- ・メディアを活用した情報収集
- ・日本語が分からない外国人のための案内看板等

ボランティアの受け入れ

- ・専門ボランティアにコーディネートを依頼
- ・活動拠点の設置
- ・災害ボランティアセンターとの連携

3 学校再開に向けた取組



留意事項

被害実態調査

- ・児童生徒等及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- ・教職員及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- ・学校施設等の被害状況確認
- ・ライフラインの被害状況確認
- ・通学路及びその近隣の被害状況確認

教育委員会等との協議

- ・校舎等の被害に対する応急措置
- ・校舎等の危険度判定調査
- ・ライフラインの復旧 ・仮設トイレの確保
- ・児童生徒等の心理面への影響確認
- ・教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ・通学路の安全確保
- ・避難した児童生徒等の就学手続きに関する臨時的措置
- ・教科書・学用品等、救援物資の受け入れ・確保
- ・避難所における運営の支援

家庭訪問・仮登校

- ・児童生徒等の心理面の状況把握
- ・登校児童生徒等の確認と学級編成
- ・避難した児童生徒等の把握
- ・児童生徒等の具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）
- ・保護者への連絡方法の確認
- ・通学路における安全指導
- ・避難した児童生徒等の移動先訪問、状況把握（在籍校への復帰時期等）

授業再開にむけた教育委員会等との協議

- ・校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
- ・授業形態の工夫
- ・教職員の配置、不足教職員に対する授業等への対応
- ・教科書・学用品等の調達・確保
- ・学校給食の再開
- ・学費の援助等の支援
- ・授業再開に向けた日程の協議
- ・欠時数の補充と授業の工夫
- ・水道水等の保健衛生の措置
- ・児童生徒等の心のケアの体制整備

学校教育の再開



資料編

【資料1】

南海トラフ地震から身を守る

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれます。それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時または時間差で発生する場合があります。



また、最新の科学的知見によれば、発生頻度は極めて低いとされていますが、下図に示す想定震源域全体を震源とする東海から九州にかけて甚大な被害を及ぼす最大クラスの地震が起こる可能性もあります。

いつ、どれだけの規模で発生するかはわかりませんが、南海トラフ地震は、近い将来に必ず発生します。

■想定震源域図 (参考：海上保安庁海洋情報部と中央防災会議資料をもとに高知大学総合研究センター岡村眞特任教授改変)



過去の南海地震は？

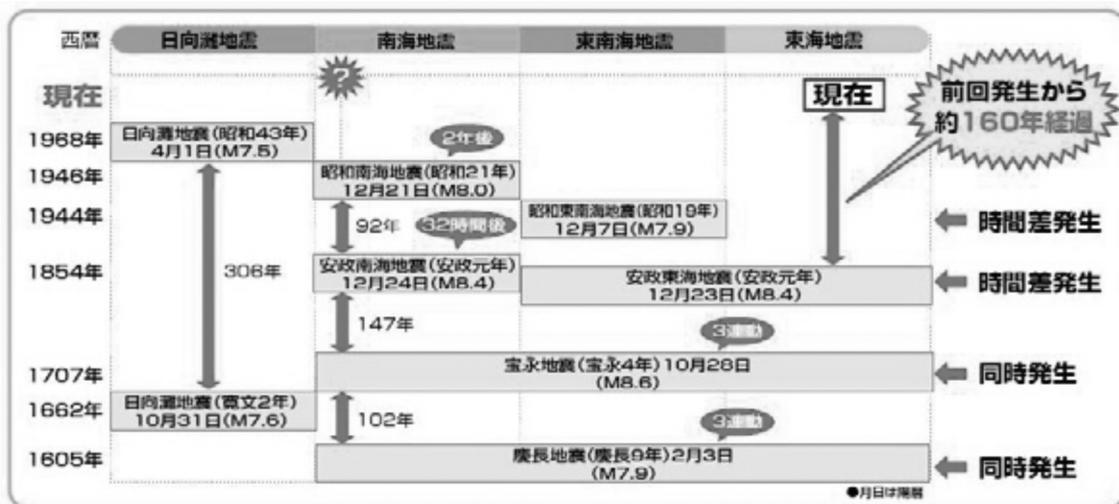
繰り返し何回も発生している！

南海地震は、これまでおよそ100年～150年ごとに発生しています。

昭和南海地震は、1946年(昭和21年)に発生しました。文部科学省の地震調査研究推進本部の長期評価では、今後30年間で70%程度の確率で発生すると言われています。

■1600年以後の東海・東南海・南海・日向灘地震

(参考：「地震調査研究推進本部 南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)について」をもとに作成)



■昭和南海地震による被害



【揺れによる橋の落下】（提供：四万十市）
〈旧中村市四万十川の赤鉄橋付近〉



【揺れによる堤防の決壊】
〈高知市葛島堤防付近〉



【道路、家屋の浸水】
〈高知市宝永町付近〉

最大クラスの南海トラフ地震の特徴

長い揺れ！強い揺れ！

最大クラスの地震が発生すると、高知県全域は強い揺れに襲われ26市町村が最大で震度7に、残りの8市町村でも震度6強になると想定しています。

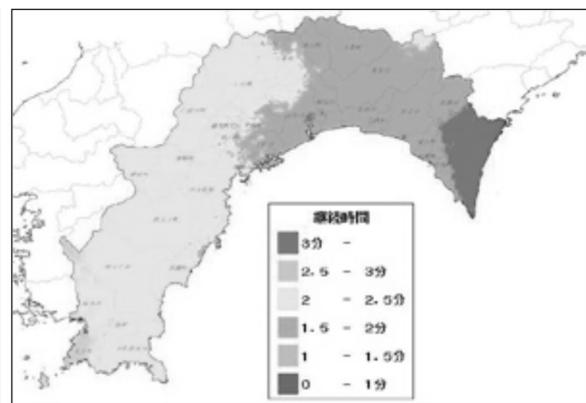
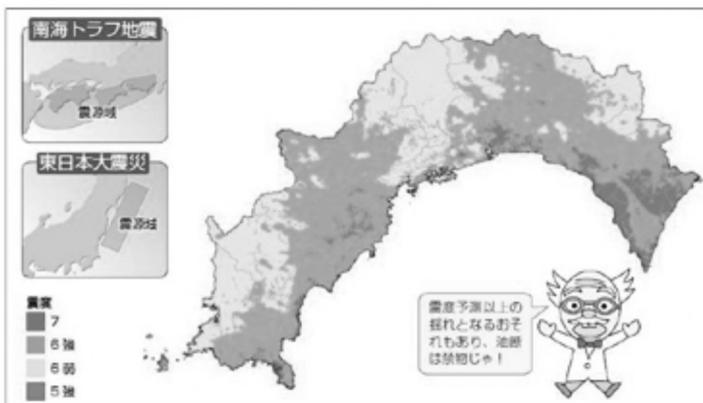
また、体に感じる揺れ（震度3相当以上）が3分以上続くことも想定されています。

■震度分布図（最大クラス重ね合わせ）

■地震継続時間分布図（最大クラス重ね合わせ）

（H24.12月 高知県公表）

（H24.12月 高知県公表）



身を守る行動は？

落ちてこない、倒れてこない、移動してこない

緊急地震速報を見聞きしたときなど地震発生時の基本行動はどのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保することです。

《 家や建物の中にいたら 》

丈夫なテーブルや机の下などにもぐる。



《 外にいたら 》

落下物に注意し、頭をカバーし、安全な場所に逃げる。



地震はいつどこで起こるか分かりませんので、発生時には様々な状況が考えられます。教職員の的確な指示はもちろんですが、児童生徒等が自ら判断し、安全を確保することも必要です。防災学習や避難訓練によって児童生徒等が「自分の命は自分で守る」ことができるように判断力・行動力を養うことが大切です。

また、揺れによって怪我をしてしまうと、その後の避難行動に支障がでます。

津波から身を守る

「揺れたら逃げる」の徹底を！

東日本大震災では津波により多くの人が亡くなりました。過去の南海地震においても必ず津波は発生しています。次の南海トラフ地震の津波から身を守るためには、どうしたらいいのでしょうか。



■東日本大震災による津波



【堤防を越える津波】（提供：岩手県宮古市）



【津波で流されたバス】（宮城県石巻市雄勝町）

津波の特徴は？

速い、高い、繰り返す！

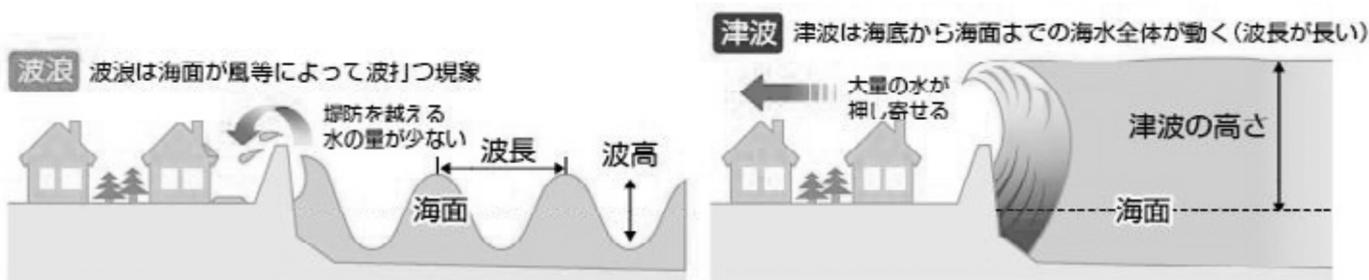
海の水深が深いほど津波の速さは速く、時速約700kmとジェット機並みになります。深さ10m程度の海岸付近でも津波は時速約36kmでオリンピックの陸上100m金メダリスト並みの速さで進んでくるため、海岸において肉眼で津波を確認してからでは、避難は間に合いません。また、膝上の高さ程度の津波でも、立ってはいられません。

さらに、陸に近づくにつれ波高が高くなり、海岸部や湾の地形によっては、さらに波高が高くなることもあります。

津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等が解除されるまで、安全な場所にとどまり、海岸や河川（津波は川や水路をさかのぼるため）に近づかないことが大切です。



■波浪と津波の違い



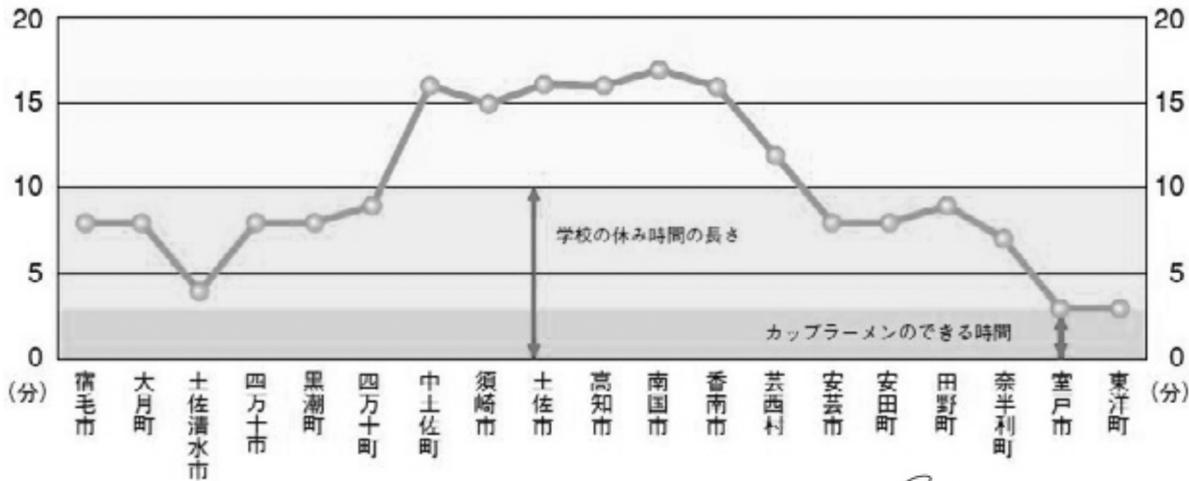
津波は最初の揺れから何分で来る？ 早い所では約3分で押し寄せることも！

高知県では、1メートルの津波が地震発生から早い所では3分で海岸線に押し寄せます。また、ほぼすべての海岸線で、津波の最大の高さが10mを超えると想定しています。

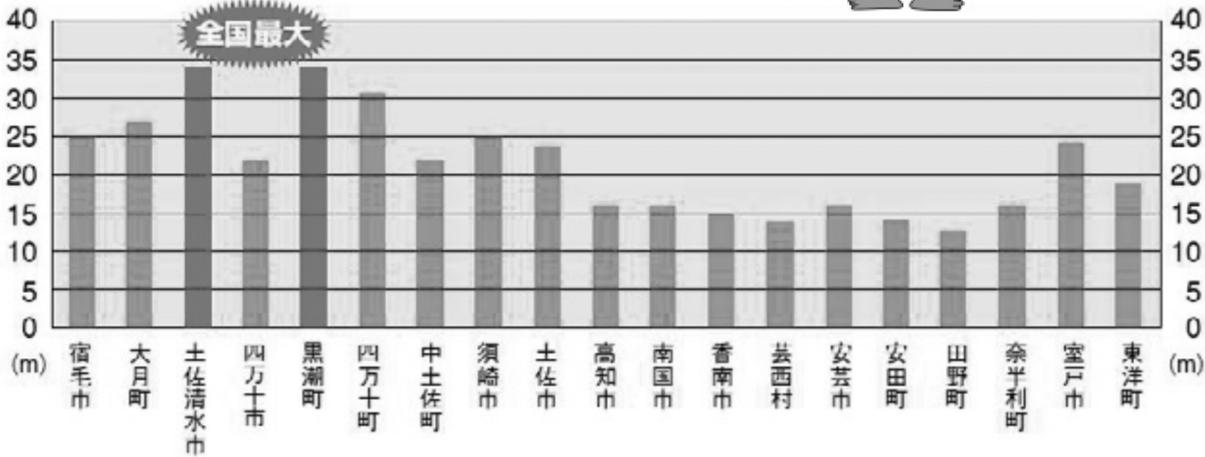
早く到達する地域で約3分後、その他の沿岸部でも十数分後には到達することが想定されており、「揺れがおさまったら逃げる」行動をとることが重要です。

早く安全に避難するためには、あらかじめ津波到達時間や津波浸水域を調べ、避難場所の位置や避難路の安全性、避難場所までの移動経路や時間を確認しておくことが大切です。

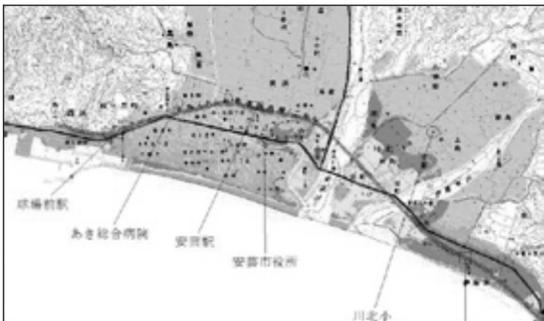
■海岸線への1メートルの高さの津波到達時間（H24.8月 内閣府公表）



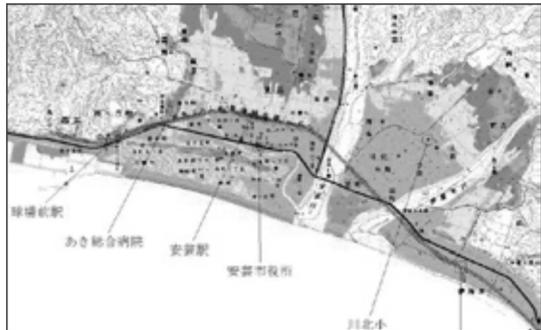
■海岸線での津波の高さ（H24.8月 内閣府公表）



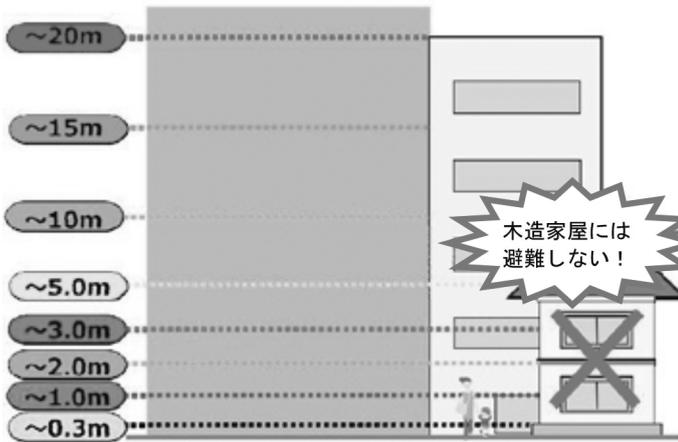
■津波浸水予測時間図（H24.12月 高知県公表）



■津波浸水予測図（H24.12月 高知県公表）



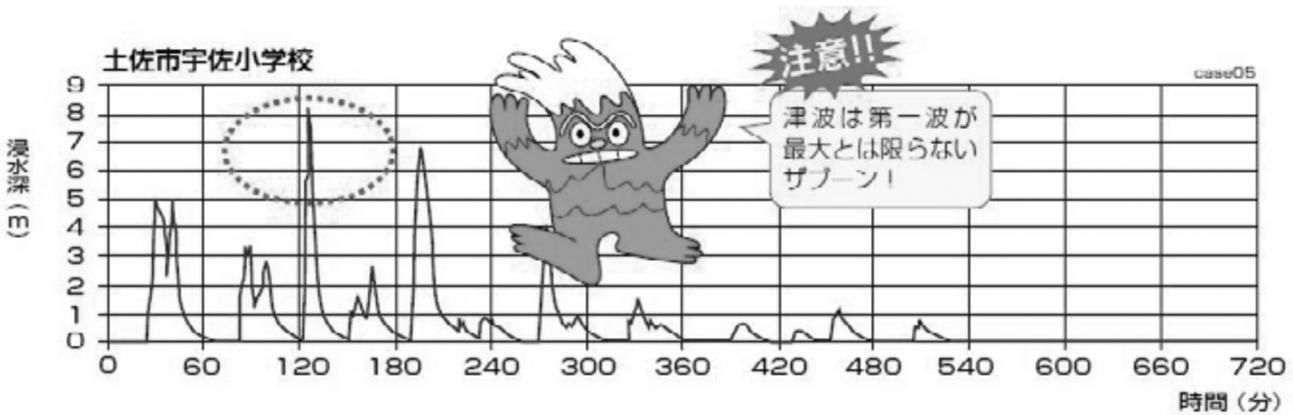
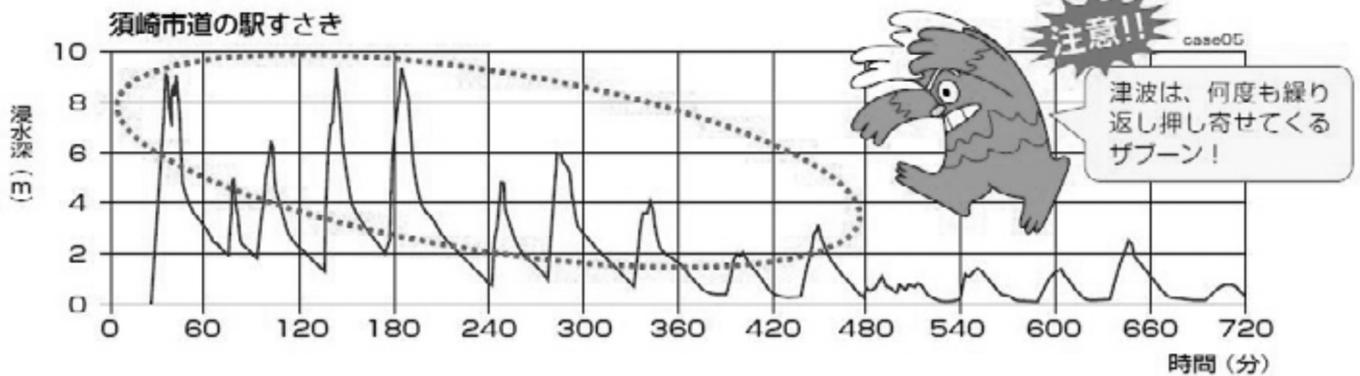
■ 浸水深の目安



- ~15m : 4階建程度の建物が水没する
- ~10m : 3階建程度の建物が完全に水没する
- ~5.0m : 2階建程度の建物が水没する
- ~3.0m : 木造家屋のほとんどが全壊する
- ~2.0m : 木造家屋の半数が全壊する
- ~1.0m : 津波に巻き込まれるとほとんどの人が亡くなる
- ~0.3m : 避難行動が取れなくなる

■ 津波浸水深時間変化図

津波からの避難を継続しなければならないおおよその時間が分かります。津波は何度も繰り返し押し寄せてきます。津波は、第一波が最大とは限りません。



海水が流れ込む?

地盤沈降による長期浸水

地震が発生すると、高知県内の13市町では地盤の変動により、標高の低い土地が海面より低くなり長期にわたって浸水するおそれがあります。また、津波が来る前に海水が流入することも考えておく必要があります。

特に高知市においては、地震発生時に約1.5m、宿毛市においては約2.4m地盤が沈降し、市の中心部が長期に浸水すると想定されています。

■ 各市町の長期浸水面積 (ha)

宿毛市	大月町	土佐清水市	四万十市	黒潮町	四万十町	中土佐町	須崎市	土佐市	高知市	南国市	香南市	安芸市
559	28	43	188	46	50	48	336	125	3005	219	128	1



昭和南海地震の後
(地盤沈降が1.15m)



現在
(2011年9月)

高知市の五台山から見た昭和南海地震後3日目の高知市街と現在の市街。地震後には地盤の沈降によって市内の広い地域が水没しているのがわかります。(地震後の写真は高知市提供)

津波から逃げる心得は？

ゆれたら、とにかく、いそいで...

<p>ゆれたら</p>	<p>ゆれたらまず、自分の身を守る！ 長い揺れや強い揺れの後には必ず津波が来る！</p>
<p>とにかく</p>	<p>揺れがおさまったら、津波警報や津波注意報の発表を待たず、身一つで！ (メガネ、薬、携帯ラジオ、懐中電灯など避難するのに必要なものは、日ごろから持ち出せるようにしておく)</p>
<p>いそいで</p>	<p>決められた避難場所へ早く避難する！ 不慣れた土地で避難場所が分からない場合は、高台やビルなど高い所へ上がる。状況によってはさらに高い所へ上がる。 原則、車を使わずに避難する。</p>
<p>津波警報等が解除されるまで</p>	<p>警報等が解除されるまで絶対に戻らない！ 津波は繰り返し襲ってくるので、安全な所に避難したら津波警報等が解除されるのをラジオなどで確認する。</p>



学校と地域が避難について話し合っておくことが大切だぞー！



■片田敏孝教授(※)が教える津波避難三原則 (※群馬大学理工学研究院広域首都圏防災研究センター長)

「想定にとらわれるな」

相手は自然です。何が起きるかわかりません。想定にとられずに揺れがおさまったら、すぐに避難しましょう！

「最善をつくせ」

避難場所に避難したとしても、自分で状況を判断し、もっと高い場所を目指すなど、どんな状況でもあきらめることなく最善を尽くしましょう！

「率先避難者たれ」

周りの人が避難していなくても率先して避難しましょう！自分の命を守ることが周りの人の命を救うことにつながります。

地震によって土砂災害が引き起こされる場合もあります。平成16年に発生した新潟県中越地震では大規模な土砂崩れや地すべりの被害が発生しました。

■がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちるのが一般的ですが、地震の揺れによっても地盤の抵抗力が弱まり発生することがあります。地震時には突発的に起こり瞬時に崩れ落ちることがあります。



■地すべり

比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層など滑りやすい面が地下水の影響などでゆっくりと動き出す現象で地震によっても発生することがあります。一度に広い範囲が動くため、ひとたび発生すると住宅、道路、鉄道、耕地などに大きな被害を及ぼし、川をせき止めて洪水等を引き起こすことがあります。



■山津波

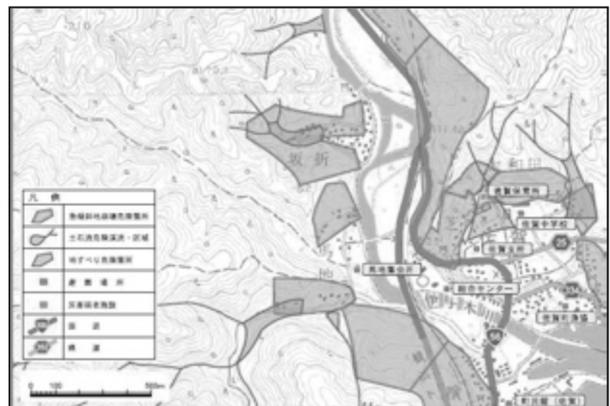
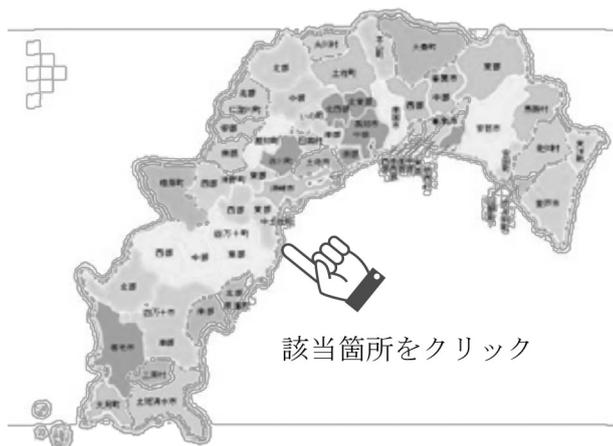
地震の揺れで斜面が崩壊することによって、川がせき止められ、土砂ダム（湖）ができます。堰が耐えられなくなると、せき止められた水や土砂が一気に下流を襲います。これが山津波（大規模土石流）です。

地震後、川の様子が変わる（川の水量が変わる、水が急に濁るなど）時は、山津波の前触れの可能性があり、注意する必要があります。



山間部の学校や避難場所を山へ設定している学校はあらかじめ、避難場所が安全かどうか調べておく必要があります。高知県土砂災害危険箇所マップなどから危険について調べることができます。

* 土砂災害危険箇所マップ (http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/kikenkuiki/kiken_kuikizu/index.html)



地震によって火災が発生

火を出さない！出てもすぐ消す！

地震・津波発生時には、消防がすぐに消火対応できない場合が想定されますので、火災を発生させないことが重要です。(揺れを検知して、電気を自動的に遮断する「感震ブレーカー」を設置するなど)

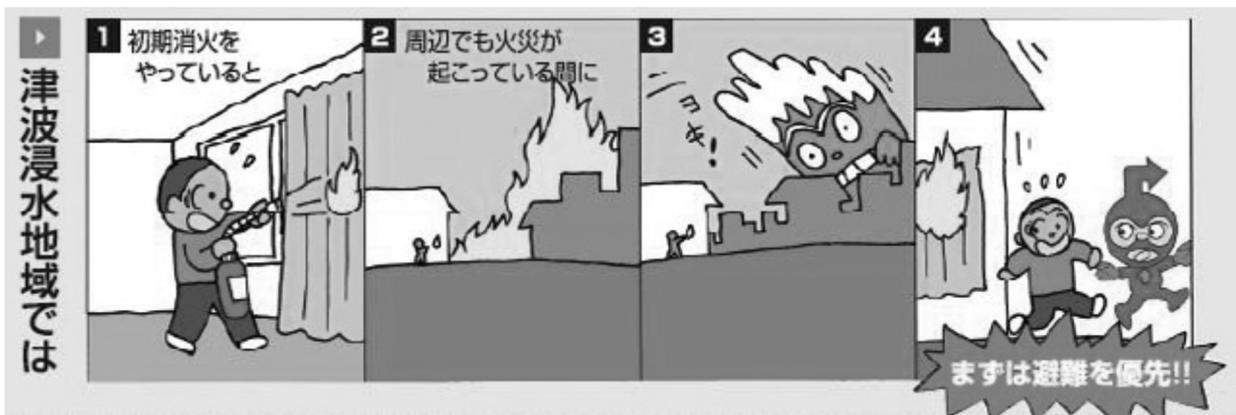
もし、火災が発生した場合は・・・

- ◆早く知らせる…大声で近所に知らせる
- ◆早く消火する…火が天井に燃え広がらないうちに、すばやく消す
- ◆早く逃げる……火が天井に回ったら、すぐ脱出する



【阪神淡路大震災】

(提供：神戸市消防局)



想定される被害は？

死者4万2千人…備えておけば大きく減らせる

■人的・物的被害の想定 (H25.5月 高知県公表) 人的被害(死者数)が最大となるケースの想定

◆想定される主な被害

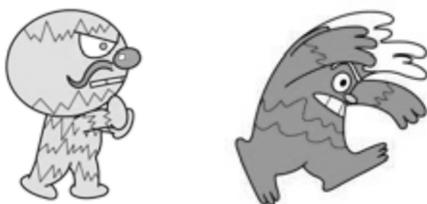
全壊・焼失建物棟数	約 153,000 棟
負傷者数	約 36,000 人 (うち重傷者数 20,000 人)
死者数	約 42,000 人
断水人口	約 575,000 人 (給水人口の約 82%)
停電軒数	約 521,000 軒 (停電率約 99%)
避難者数	約 438,000 人

◆全壊・焼失建物棟数の内訳

液状化	約 1,100 棟
揺れ	約 80,000 棟
急傾斜地崩壊	約 710 棟
津波	約 66,000 棟
火災	約 5,500 棟
合計	約 153,000 棟

◆負傷者・死者数の内訳

	負傷者数	死者数
建物崩壊	約 33,000 人	約 5,200 人
急傾斜地崩壊	約 140 人	約 110 人
津波	約 2,900 人	約 36,000 人
火災	約 300 人	約 500 人
合計	約 36,000 人	約 42,000 人



地震対策チェックリストの例

	点 検 内 容	
施設 設備	1	廊下等の避難の妨げとなる障害物を取り除いている
	2	消火器や避難誘導の設備点検を定期的に行っている
	3	スタンドピアノや大型音響機器等の転倒防止をしている
	4	特別教室（図書室、理科室、調理室、図工（美術）室、技術室等）の棚の転倒防止をしている
	5	遊具の点検・安全対策を定期的に行っている
	6	教室・職員室・特別教室のテレビの落下防止をしている
	7	ガラスの飛散防止をしている
組織・ 体制	8	学校防災組織や教職員の役割分担を明確に行っている
	9	地震発生後の参集体制や配備体制が教職員に周知されている
	10	避難経路、避難場所が教職員に周知されている
	11	障害のある児童生徒等の個別の避難方法について、すぐ対応できるよう訓練している
	12	関係機関との連絡体制が整備されている
教育・ 訓練	13	防災訓練を計画的に行っている
	14	年間計画に基づき、計画的に防災教育を実施している
	15	地域と連携した防災訓練を実施している
書類等	16	児童生徒等の引き渡しカードを作成している
	17	非常持ち出し品、児童生徒等名簿がすぐに持ち出せるようになっている
児童 生徒等	18	児童生徒等、保護者との連絡体制を整備している
	19	児童生徒等の通学方法を把握している
周辺 環境	20	校地・運動場及び周辺の状態について、把握している
		・斜面崩壊の可能性はないか
		・液状化発生の可能性はないか
		・グラウンド縁辺部のひび割れ、崩壊の可能性はないか

[資料3]

通信手段の確保

大災害が発生すると、安否確認や問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話輻輳^{ふくそう}）が続くので、以下のような対応が大切である。

1 災害用伝言ダイヤル「171」（イナイ）について【自宅の電話・公衆電話・携帯電話から】

災害用伝言ダイヤル「171」とは、災害発生時（震度6弱以上の地震など）にNTTが行う伝言ダイヤルサービスで、事前契約等は一切不要です。家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡等に活用できます。

（災害用伝言ダイヤルサービスの開始は、テレビ・ラジオなどで通知されます。）



*災害時以外でも、体験利用日が設定されています。

【体験利用日】

- ・毎月1日、15日 ・正月三が日 (1月1日～1月3日)
- ・防災週間 (8月30日9:00～9月5日17:00)
- ・防災とボランティア週間 (1月15日9:00～1月21日17:00)

【提供条件】

- ・伝言録音時間：30秒 ・伝言保存時間：6時間 ・伝言蓄積数：10伝言

2 公衆電話は災害時優先電話

災害発生時は、緊急の通話を確保するため、一般回線の使用が制限されますが、公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となる。

ただし、近年は携帯電話の普及によって公衆電話の数が減っているため、事前に学校周辺にある公衆電話の場所を再確認しておくことが大切である。

3 災害用伝言版「web171」（イナイ）について

インターネットを活用して、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービス

web171

災害用伝言板

【伝言の登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコンや携帯電話などから <https://www.web171.jp/> へアクセスし、電話番号をキーに伝言を「登録」。

【伝言の閲覧】 <https://www.web171.jp/> へアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して「閲覧」。

気象庁震度階級関連解説表（抄）

震度階級	人の体感・行動	固定していない家具の状況	屋外の状況	耐震性の低い木造建物	斜面等
5弱	物につかまらな いと感 じる。 	移動するこ とがある。 	よれに窓ガ スが割 れて 落ち ること がある。	軽微なひ び割れ ・亀裂 がみ られる こと がある。	落石や がけ 崩れ が 発 生 す る こ と が あ る。
5強	物につか まらな いと歩 くこと が難 しい。 	倒れるこ とがあ る。 	補強され ていな いブロ ック 塀が崩 れるこ とがあ る。 	ひび割れ ・亀裂 がみ られる こと がある。	
6弱	立ってい ることが 困難に なる。 	大半が移 動し、 倒れる ものも ある。 	壁のタイル や窓ガ スが破 損、落 下する こと があ る。	倒れるも のもある。 	がけ崩 れや 地す べり が 発 生 す る こ と が あ る。
6強	立ってい られず 、はわ ないと 動けな い。飛 ばされ ること もある。 	ほとんど が移動 し、倒 れるも のが多 くなる。	補強され ていな いブロ ック 塀のほ んど が崩 れる。	傾くもの や、倒 れるも のが多 くなる。 	がけ崩 れが 多発 し、 人 規模 な地 すべ りや 山 体 の崩 壊が 発 生 す る こ と が あ る。
7		ほとんど が移動 したり 倒れ たりし 、飛ぶ こと もある。	補強され ている ブロ ック 塀も破 損する もの がある。	傾くもの や、倒 れるも のがさ らに多 くなる。 	

火災発生時の初期対応の留意点

火災には初期消火が大事！

火を消す3度のチャンス！

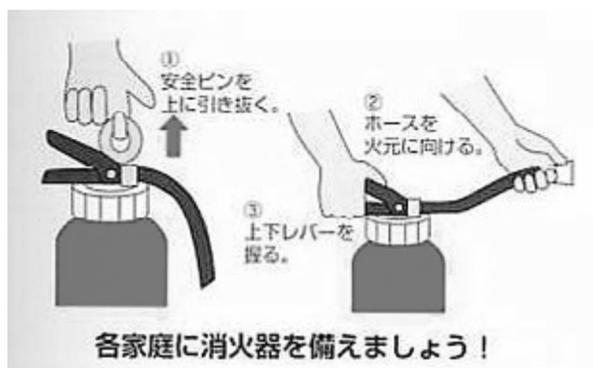
- ① 小さな揺れを感じたとき。
- ② 揺れがおさまったとき。
- ③ 出火したとき。

火災発生！

- ① 早く知らせる。
- ② 早く消火する。
- ③ 早く逃げる。



消火器は、
使えてこそ
意味がある!!



・使用期限切れに注意！
・底がさびているものを使ってはダメ。けがのもとなのじゃ！

[資料6]

災害時の応急手当

自分がけがをしたら

1. あわてて一人で動かない。動き回ると、ひどくなる。
2. すぐ大声を出して、近くの人に助けを求める。

けがをしている人がいたら

1. 救急車や医者へ連絡をする。または、近くの人にけがのようすを知らせ、救急車や医者への連絡を依頼する。
2. 次のような簡単な応急手当をする。



止血の方法

【直接圧迫止血】

- ・出血しているきず口をガーゼやハンカチなどで直接強く押さえて、しばらく圧迫します。

【間接圧迫止血】

- ・きず口より心臓に近い動脈（止血点）を手や指で圧迫して血液の流れを止めて止血します。（直接圧迫止血をすぐに行えない時に応急的に行う。直接圧迫止血を始めたなら間接圧迫止血は中止）

ねんざ・だぼく

- ・冷水または氷のうで冷やし、安静にします。（ねんざ）
- ・打撲部位は、骨折、脱臼、捻挫と同様に安静にして、原則として冷やします。（だぼく）
- ・初期には、動かしたり温めたりすると、内出血や腫れがひどくなるので注意します。

骨 折

- ・全身及び患部を安静にし、患部を固定します。
- ・手首や前腕の骨折の場合、肘関節から指先までの長さの副子（ふくし）を、骨折部の外側と内側に当て、固定します。
※副子とは、骨折部の動揺を防ぐため、上肢・下肢及び体に当てる支持物をいい、骨折部の上下の関節を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅をもつものが有効で、この条件を備えるならば、どんな物でも構いません。
（新聞紙・雑誌・段ボール・棒・杖・傘・野球のバット・毛布・座布団など）

やけど（熱傷）

- ・冷たい水などで痛みがとれるまで冷やします。その後も濡れたタオルや氷水を入れたビニール袋などで冷やしておきます。
- ・衣服で覆われていても、そのままにして急いで冷水をかけます。



【出典：「赤十字救急法講習教本」日本赤十字社 平成20年4月】

[資料7]

ヘルプカードについて

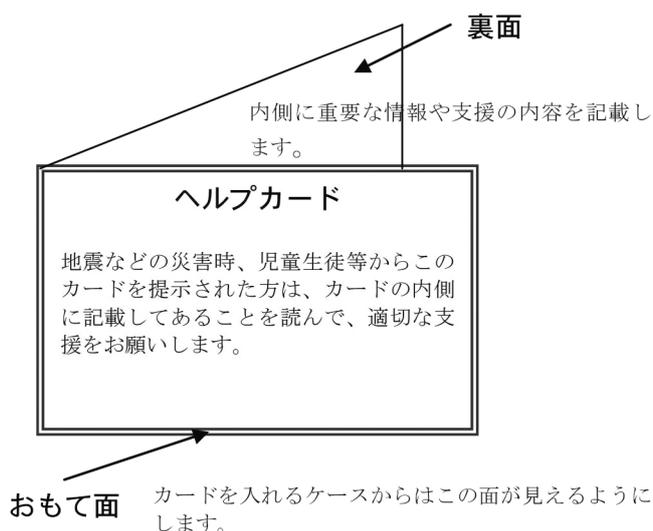
ヘルプカードとは

地震はいつ発生するかわかりません。地震後の混乱の中で障害のある児童生徒等が適切な支援を得るためには、本人に関する正確な情報が重要なポイントになります。いざという時の適切な支援や、安否の確認が円滑にできるようにするために、あらかじめ受けたい支援の内容などについて書いておくものがヘルプカードです。

作成・使用の際の注意事項

ヘルプカードは個人に関する情報がたくさん記載されます。そのため、児童生徒等に携帯させる際は、個人情報の保護に十分配慮することが必要です。具体的には、カードを二つ折りや三つ折り等の状態にし、カードの内側に必要な事項を記載するなどの工夫が必要です。その際、カードを提示された一般市民の方々が、カードの内側に必要な事項が記載されていることが見て分かるようにすることも必要です。

また、個人情報の保護の観点から、記載事項は命を守るために必要な最小限の情報に絞り込むことも必要です。



携帯の方法は個人の特性に応じて

ヘルプカードをどのように携帯するかは、児童生徒等の特性に応じて工夫します。首にかける、ポケットに入れる、カバンに入れる、など児童生徒等が一番携帯しやすく、しかも、もしもの時に確実にヘルプカードを提示できる方法を検討することが必要です。



記載内容の検討

ヘルプカードに記載する内容は、保護者や本人と十分に話し合っ決めておく必要があります。障害や疾患が本人に告知されていないなど、扱いに配慮を必要とする場合もあります。

また、必要な情報を、支援する人に確実に伝えることは必要ですが、文章の表現は児童生徒等の年齢なども考慮し、本人の自尊心を大切にしたい表現になるよう、関係者で話し合っ決めておくことも必要です。

[資料8]

防災に関連したホームページ一覧表

防災に関する情報収集には次のインターネットのホームページが便利です。

高知県危機管理部南海地震対策課（H26.4.1～南海トラフ地震対策課）
http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/
土砂災害危険箇所マップ（高知県土木部防災砂防課HP）
http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/kikenkuiki/kenen_kuikizu/index.html
高知県教育委員会事務局学校安全対策課
http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301/
文部科学省 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引」の作成について
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm
大川小学校事故検証委員会
http://www.e-riss.co.jp/oic
障害者のための防災／支援マニュアル「I Z A（いざ）」
いざ南海地震 みんなで助かるために（高知県地域福祉部障害保健福祉課HP）
http://www.pref.kochi.lg.jp/~shougai/bousai/bousaiindex.html
高知市防災対策部
http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/32.html
高知地方気象台
http://www.jma-net.go.jp/kochi/
気象庁
http://www.jma.go.jp/jma/index.html
内閣府防災情報のページ
http://www.bousai.go.jp/
内閣府防災担当「みんなで防災」のページ
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/index.html
総務省消防庁
http://www.fdma.go.jp/
総務省消防庁「防災危機管理e-カレッジ」
http://open.fdma.go.jp/e-college/
総務省消防庁「チャレンジ防災48」
http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html
国土地理院
http://www.gsi.go.jp/
阪神・淡路大震災教訓情報資料集
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaaji/data/index.html
独立行政法人・防災科学技術研究所
http://www.bosai.go.jp/

《参考様式》入力シート①

災害時（南海トラフ地震発生時）個人アクションカード

災害時に個人の役割が明確になるよう、考えられる行動を記入しましょう。日常見える場所へ掲示しておきましょう。

災害時（南海トラフ地震発生時）アクションカード			
氏名：			
参集体制について			災害時における役割
配備	第3配備より (震度5弱)	場所※ ※勤務校へ参集できない場合	安否確認・避難誘導班
一次避難場所		二次避難場所	持っていく物
運動場		△△山	非常持ち出し袋、出席名簿

**緊急地震速報受信
地震発生！**

各自考えられる行動を記入する。

安全確保	<授業時>・「机の下にもぐる」「頭を守る」などの指示 ・出口の確保 <授業外>・自身の安全確保
避難指示	<授業時>・児童生徒等の負傷者の確認 ・避難場所の指示 <授業外>・校舎内の児童生徒等の安否確認と避難指示
避難誘導	<授業時>・「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を徹底 ・運動場まで誘導、状況によって二次避難場所まで誘導 <授業外>・国道を横断する際の安全確認
安否確認・待機	・点呼の内容を学年でとりまとめ、結果を教頭へ連絡 ・児童生徒等を落ち着かせる ・地域住民避難への支援
保護者への連絡	・保護者と連絡が取れない場合は学校で保護 ・警報が解除されるなど安全が確認できるまで、引き渡さない
保護者への引き渡し	・引き渡しカード等を照合し、児童生徒等を保護者へ引き渡す ・引き渡し後の滞在場所を必ず記載する

<作成上の留意点>

- ・管理職・担任・養護教諭等、個々に行うべき内容について、その役割や行動を把握するために作成する。

児童生徒等〇〇〇の対応

教職員の対応

児童生徒等への対応・留意点

緊急地震速報受信
地震発生！

初期
対応

安全確保

揺れがおさまる

津波発生！

【到達予測〇〇分】

情報収集
避難の指示
持ち出し品の準備等

二次
対応

避難誘導

【授業中】

【休み時間、清掃活動中】

「お・は・し・も」を守る

安否確認・待機

(津波警報等解除)

保護者への連絡

事後
対応

保護者への
引き渡し

津波被害が想定されない学校は初期
消火についても記載する

具体的な避難場所を記載する。一次避難場所、
二次避難場所がある場合はそれらを記載する。

- ・避難誘導、負傷者搬送などの教職員の協力・連携
- ・出席簿の携帯（児童等の確認）

学校災害対策本部
の設置
【△△高校会議室】

学校が被害を受けない場合は学校が本部となる。

「高知県学校防災マニュアル作成の手引き（震災編）」は、平成21年3月に作成した「高知県学校防災マニュアル（震災編）」を改訂したものです。

高知県学校防災マニュアル作成委員（平成21年3月）

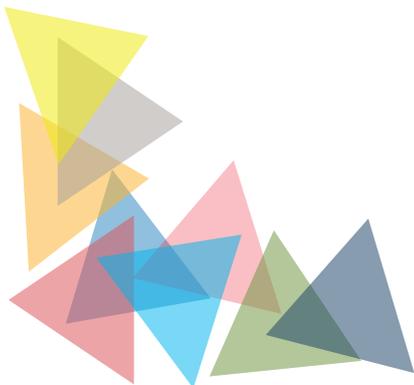
- ◎宮田 龍 高知市立朝倉中学校長
- 岡田 健 高知県立高知東高等学校長
- 田村 眞知 いの町立枝川幼稚園長
- 梶原 正仁 いの町立伊野南小学校長
- 渡辺 豊年 高知県立盲学校長
- 岡村 眞 高知大学理学部教授
- 中川 幸三 高知県危機管理部地震・防災課チーフ（地域防災支援）
- 高知県教育委員会事務局防災教育ワーキングチーム

（◎：委員長）

高知県学校防災マニュアル作成の手引き（震災編）（改訂版）

発行年月日 平成26年3月31日
発行 高知県教育委員会（学校安全対策課）
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
TEL 088-821-4533 FAX 088-821-4546
E-mail : 312301@ken.pref.kochi.lg.jp
URL : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301/>

- ※ 指導資料として、学校等で印刷して活用してください。
- ※ 学校独自のマニュアル作成時に、防災キャラクター（じしんまん等）を使用する場合は、高知県危機管理部南海地震対策課（H26.4.1～南海トラフ地震対策課）（088-823-9798）に申請が必要です。
- ※ 写真・防災キャラクター・イラストの無断転載を禁じます。



高知家の備え



11月1日は高知県教育の日「志・とさ学びの日」です
(11月1日から7日まで「とさ学びの週間」)
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310101/manabinohi>

発行／高知県教育委員会 平成26年3月
編集／高知県教育委員会事務局学校安全対策課
TEL : 088-821-4533 FAX : 088-821-4546